

業務要件定義書

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム

第 1.0 版

環境省大臣官房

環境計画課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂者	改訂内容
1.0	2021年12月24日	寒川宣光	初版作成

変更履歴

本書の変更履歴は、前述「改訂履歴」にすべて記載している。

目次

第1章	はじめに	5
第2章	業務実施手順	7
1.	業務の範囲（業務機能とその階層）	7
2.	業務フロー	10
3.	業務の実施に必要な体制	11
4.	入出力情報及び取扱量	11
5.	管理対象情報一覧	13
第3章	規模	16
1.	サービスの利用者数及び情報システムの利用者数	16
2.	処理件数	16
第4章	時期・時間	17
1.	業務の時期・時間	17
第5章	場所等	18
1.	業務の実施場所	18
2.	諸設備、物品等	18
第6章	管理すべき指標	19
1.	管理すべき指標	19
第7章	情報システム化の範囲	20
1.	情報システムの機能	20
第8章	業務の継続の方針等	21
1.	目標復旧時間	21
第9章	情報セキュリティ	22
1.	情報セキュリティ対策の基本的な考え方	22

第1章 はじめに

令和3年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法という。」）においては、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置付けられたほか、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外のその他市町村に対しても、区域施策編の策定が努力義務とされることとなった。

加えて「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日、閣議決定）において、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを掲げており、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標（2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減）から大きく引き上げられている。そのうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で51%減という目標が掲げられている。

改正地球温暖化対策推進法の中で地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）並びに、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に策定するよう義務づけられ、その他の市町村に対しても、策定を努力義務としている「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を策定し、実施することとしている。

また、改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画にて施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされており、地域の脱炭素化に向けた実行計画の実効性向上が求められている。

しかし、事務事業編の策定率は施行時特例市以上の地方公共団体では100%だが、それ以外の市区町村は89.1%、地方公共団体の組合はわずか36.5%にとどまっている。また、策定済み団体において、計画期間を経過しても未改定の団体は多く、施行時特例市未満の市町村や組合では約3割に上る（令和2年10月1日時点）。区域施策編の策定率についても、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）では、全ての団体が計画を策定済であるが、努力義務となっている団体では策定率26.5%にとどまっている。策定・改定が進まない理由としては、職員が抱える業務量が多く優先順位が後回しになっている、計画策定および措置検討に向けた知識・ノウハウが無いなど、地方公共団体における資源（人・モノ・金・情報・時間）の不足が最も大きく、この問題の解決なしにボトムアップを図ることは困難であると考えられる。

また、策定・改定できている団体においても、大規模な団体では、対象となる部局・課室や施設が多いがゆえ、職員の過度な業務負荷の軽減が課題となっており、また、小規模な団体では、マニュアルやガイドラインの理解が乏しく、算定方法や対象範囲の設定に誤りがあるケースも多い。加えて改正地球温暖化対策推進法にて再生可能エネルギー利用促進等の施策実施に関する実

施目標の設定（都道府県、政令市、中核市は義務、政令市以外は努力義務）や市区町村における地域脱炭素化促進事業の目標設定、促進区域の設定が求められる等、実行計画見直しの方向性が示されていることから、計画のレベルアップが課題となっている。

以上の状況を踏まえ、特定の“人”に依存しない実行計画 PDCA 管理の仕組みをシステムを通じて実現し、事務事業編策定に係る地方公共団体の事務負担軽減、適時適切な情報提供を実現することで、地方公共団体における事務事業編の策定・改定を支援し、未策定団体の解消、未改定・形骸化団体のレベルアップにつなげることが期待されている。

本プロジェクトでは、上記背景を踏まえ、地方公共団体向け情報システムの整備・更改を通じて温室効果ガスの算定・集計や地球温暖化対策への取組状況の比較・評価をサポートすることに加え、全国の地方公共団体と環境省で多様なデータ・ノウハウ等を共有し次なる施策への活用・展開を促すことにより、実行計画に係る業務の効率化・高度化を実現させること、国が地方公共団体のエネルギー使用量等や温室効果ガス排出量などの情報を正確に収集し効果的な分析等を行うことで、地方公共団体の PDCA の見直しや国の各種施策立案のための基礎資料とするなど、国と地方公共団体の双方で高度な利活用が可能となるようなシステムを整備し、利用団体の拡大等に向けて継続的に改善することを目的とする。

また、2022 年度より実行計画（区域施策編）の登録・実施機能を搭載し、システムで事務事業編、区域施策編の両計画の策定・管理支援を行うことを目指す。

第2章 業務実施手順

1. 業務の範囲（業務機能とその階層）

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、各地方公共団体に策定が義務付けられており、従来までは、環境省が提供する地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや関連するツール等を活用し各地方団体ごとに策定・実施・点検・改定を行ってきた。また、都道府県、政令指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）には、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）の策定・公表も義務づけられており、令和3年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法という。）」においては、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外のその他市町村に対しても、策定が努力義務とされることとなった。

これらを一元管理し、より高度な温室効果ガス排出削減を目指すために、本システムの構築を別紙調達仕様書に従い、システム構築を行う業務である。

階層0		階層1		処理		新情報システム適用対象候補
項番	名称	項番	名称	項番	名称	
1	事前準備	1-1	組織情報の登録	1-1-1	地方公共団体事務局の設定	○
				1-1-2	部局の設定	
				1-1-3	課室の設定	
		1-2	ユーザーアカウントや施設・設備の情報の登録	1-2-1	アカウント設定	○
				1-2-2	施設・設備の設定	
		1-3	活動項目の設定	1-3-1	施設分類別の入力項目設定 <small>*事務事業編のみ</small>	○
				1-3-2	施設別の入力項目設定 <small>*事務事業編のみ</small>	
				1-3-3	入力単位の設定	
				1-3-4	排出係数の確認 <small>*事務事業編のみ</small>	
		1-4	実施・点検スケジュールの決定 <small>*事務事業編のみ</small>	1-4-1	実施依頼メール設定	○
				1-4-2	点検依頼メール設定	
		1-5	原単位分母の設定 <small>*事務事業編のみ</small>	1-5-1	原単位分母の設定	○
				1-5-2	施設分類別原単位分母の設定	
		1-6	対象部門・分野の設	1-6-1	対象部門・分野	○

階層 0		階層 1		処理		新情報システム適用対象候補		
項番	名称	項番	名称	項番	名称			
			定 *区域施策編のみ		の設定			
2	実行計画の策定	2-1	施策と削減目標の設定	2-1-1	実行計画基礎情報の登録	○		
				2-1-2	温室効果ガス削減措置の設定 *事務事業編のみ			
				2-1-3	実行計画概要の出力			
				2-1-4	温室効果ガス削減目標の設定 *事務事業編のみ	○		
				2-1-5	温室効果ガス削減対策・施策の設定 *区域施策編のみ	○		
3	実行計画実施	3-1	活動量データの登録	3-1-1	月別実績値の登録・確定 *事務事業編のみ	○		
				3-1-2	年間実績値の登録・確定 *区域施策編のみ	○		
		3-2	取組進捗状況の確認 *事務事業編のみ	3-2-1	実績値入力状況の確認	○		
				3-2-2	温室効果ガス排出状況の確認			
		3-3	年度活動量データの確定 *事務事業編のみ	3-3-1	実績値の年度確定・確定解除	○		
		3-4	活動量原単位実績値の登録 *事務事業編のみ	3-4-1	活動量原単位実績値の登録	○		
		4	実行計画点検 *事務事業編のみ	4-1	排出量の確認	4-1-1	温室効果ガス排出量集計（月次、年次）	○
						4-1-2	温室効果ガス年間削減量の比較	○
4-2	措置の自己評価			4-2-1	措置点検結果の登録	○		
4-3	目標達成状況の評価			4-3-1	団体点検結果の登録	○		

階層 0		階層 1		処理		新情報システム適用対象候補
項番	名称	項番	名称	項番	名称	
5	実行計画の改定	5-1	参考情報の入手 <i>*事務事業編のみ</i>	5-1-1	他団体との比較	○
		5-2	施策と削減目標の設定	5-2-1	施策と削減目標の設定	○
		5-3	措置の設定 <i>*事務事業編のみ</i>	5-3-1	措置の見直し	○
		5-4	対策・施策の設定 <i>*区域施策編のみ</i>	5-4-1	対策・施策の見直し	○
6	その他	6-1	コミュニケーション支援	6-1-1	団体内掲示板によるコミュニケーション	○
				6-1-2	地方公共団体共通掲示板によるコミュニケーション	
				6-1-3	アンケート調査機能	
		6-2	関連制度支援 <i>*事務事業編のみ</i>	6-2-1	関連制度別の排出量の算定	○

3. 業務の実施に必要な体制

実施体制	組織概要	補足
事務局	各地方公共団体において地方公共団体実行計画を所管する部局。一般的には、環境部局が役割を担うことが多い。本システムの運用管理者としてマスタ管理、PDCA 進捗管理、データ集計・確定を行う。	
課室とりまとめ部局	自身が所属する部局配下の全課室をとりまとめる立場にある部局。	
施設管理課室	施設・設備を主管する課室。 本システムにおいては、対象施設・設備の排出量削減に向けた取り組み主体となり、施設が実施する措置の設定や活動量データの登録、施設が実施した措置の点検を実施。	

4. 入出力情報及び取扱量

業務処理	入出力情報名	入出力情報概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	用途	取得元/提供元	補足
部局情報設定	部局情報	部局の情報	入出力	部局名等	年間 約 51,000 件	部局情報の設定	利用者	
課室情報設定	課室情報	課室の情報	入出力	課室名等	年間 約 152,000 件	課室情報の設定	利用者	
アカウント情報設定	アカウント情報	アカウントの情報	入出力	氏名、メールアドレス等	年間 約 234,000 件	アカウント情報の設定	利用者	
施設情報設定	施設情報	施設の情報	入出力	施設名等	年間 約 1,180,000 件	施設情報の設定	利用者	
関連制度別排出係数確認	関連制度別排出係数	関連制度別の排出係数	出力	関連制度名、年度、活動項目名、温室効果ガス名、排出係数値	年間 約 540 件	排出係数の確認	システム	
マスタデータ更新	マスタデータ	部局、課室、アカウント、施設の情報	入出力	部局名、課室名、氏名、メールアドレス、施設名等	年間 約 1,782 件	マスタデータの一括登録	利用者	
温室効果	温室効果	温室効果	出力	温室効果ガ	年間	温室効果	システム	

ガス排出量確認	ガス排出量	ガス排出量		ス排出量等	約 216,000 件	ガス排出量の確認		
措置の点検	措置点検状況	措置点検の情報	入出力	措置点検情報等	年間 約 223,000 件	措置の点検	利用者	
削減目標の設定	削減目標	温室効果ガスの削減目標	入出力	削減目標等	年間 約 126,198 件	削減目標の設定	利用者	
削減目標達成状況評価の更新	削減目標達成状況の評価	温室効果ガスの削減目標達成状況の評価	入出力	自己評価等	年間 約 126,198 件	削減目標達成状況評価の更新	利用者	
月別実績値の更新	月別実績値	月別実績値情報	入出力	活動項目、実績値等	年間 約 13,615,000 件	月別実績値の登録	利用者	
施行状況調査の回答	施行状況調査	施行状況調査回答情報	入出力	施行状況調査回答等	年間 約 14,000 件	施行状況調査の回答	利用者	
入力項目の設定	入力項目	実績値の入力項目情報	入出力	施設分類名、活動項目名等	年間 約 478,000 件	入力項目の設定	利用者	
入力単位の設定	入力単位	実績値の入力単位情報	入出力	活動項目名、入力単位等	年間 約 3,024 件	入力単位の設定	利用者	
原単位分母の更新	原単位分母	原単位分母情報	入出力	施設分類名、原単位分母等	年間 約 43,506 件	原単位分母の更新	利用者	
アンケート回答	アンケート回答	アンケートの回答	入出力	アンケート回答等	年間 約 32,000 件	アンケート回答	利用者	
利用ログの確認	利用ログ	利用ログ情報	出力	日時、団体名、画面名、イベントID等	年間 約 36 件	利用ログの確認	システム	
実行計画の更新	実行計画計画基礎情報	実行計画の基礎情報	入出力	実行計画情報等	年間 約 58,000 件	実行計画の更新	利用者	
措置の更新	措置情報	温室効果ガス削減措置の情報	入出力	措置情報等	年間 約 263,000 件	措置の更新	利用者	

実行計画（区域施策編）の更新	実行計画（区域施策編）基礎情報	実行計画（区域施策編）の基礎情報	入出力	実行計画（区域施策編）情報等	年間約 3,600 件	実行計画（区域施策編）の更新	利用者	
対策・施策の更新	対策・施策	部門・分野別の対策・施策情報	入出力	部門・分野、対策・施策情報等	年間約 28,800 件	対策・施策の更新	利用者	
実績値（区域施策編）の更新	区域施策編の実績値	区域施策編の実績値情報	入出力	部門・分野、温室効果ガス排出量、活動量、コメント	年間約 3,600 件	実績値（区域施策編）の更新	利用者	

5. 管理対象情報一覧

管理対象情報名	管理単位	主たる用途	主な属性	補足
部局情報	地方公共団体 ID、部局 ID	団体の部局に関する情報を持つ	部局名、ユニーク ID	部局登録時に付番
課室情報	地方公共団体 ID、課室 ID	団体の課室に関する情報を持つ	課室名、ユニーク ID	課室登録時に付番
アカウント情報	地方公共団体 ID、アカウント ID	団体のアカウントに関する情報を持つ	氏名、権限、パスワード、メールアドレス等	アカウント登録時に付番
施設情報	地方公共団体 ID、施設 ID	団体の施設に関する情報を持つ	施設名、施設分類、施設管理課室等	施設登録時に付番
原単位分母情報	地方公共団体 ID、原単位分母 ID	団体の原単位分母に関する情報を持つ	原単位分母名称、単位	原単位分母登録時に付番
活動項目情報	地方公共団体 ID、施設分類コード、活動項目 ID	団体の活動項目に関する情報を持つ	使用フラグ	
入力単位情報	地方公共団体 ID、活動項目 ID	団体の活動項目実績値の入力単位に関する情報を持つ	入力単位コード、単位換算係数値	
活動量単位情報	地方公共団体 ID、年度、部門・分野コード	団体の区域施策編の活動量単位に関する情報を持つ	入力単位	
部門・分野情報	地方公共団体 ID、部門・分野コード	団体の部門・分野に関する情報を持つ	使用フラグ	
実行計画基礎情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID	団体の実行計画に関する情報を持つ	実行計画名、策定・改定年月等	実行計画登録時に付番
実行計画（区域施策編）	地方公共団体 ID、実行計画（区域施策編） ID	団体の実行計画（区域施策編）に関する情報を持つ	実行計画名、策定・改定年月等	実行計画（区域施策編）登録時に付番

基礎情報				
措置情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID、措置 ID	団体の措置に関する情報を持つ	具体的な内容、削減目標、開始・終了時期等	措置登録時に付番
対策・施策情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID、対策・施策 ID	団体の対策・施策に関する情報を持つ	具体的内容、目標情報、開始・終了時期等	対策・施策登録時に付番
活動項目実績値情報	地方公共団体 ID、施設 ID、年月、活動項目 ID	団体の活動項目実績値に関する情報を持つ	年度、実績値（数値）金額、コメント、実績値（入力単位）	
活動項目実績値情報（区域施策編）	地方公共団体 ID、部門・分野コード、年度	団体の区域施策編の実績値に関する情報を持つ	各温室効果ガスの排出量、活動量、コメント	
点検情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID、年度	団体の実行計画点検に関する情報を持つ	コメント、点検日、点検者、点検ステータス	
施設点検結果情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID、年度、施設 ID	団体の施設点検に関する情報を持つ	総合評価、施設点検日、施設点検者、点検ステータス	
措置点検結果情報	地方公共団体 ID、実行計画 ID、施設 ID、措置 ID	団体の措置点検に関する情報を持つ	自己評価	
部局削減目標情報	地方公共団体 ID、部局 ID、年度	団体の部局削減目標に関する情報を持つ	削減目標	
課室削減目標情報	地方公共団体 ID、課室 ID、年度	団体の課室削減目標に関する情報を持つ	削減目標	
施設削減目標情報	地方公共団体 ID、施設 ID、年度	団体の施設削減目標に関する情報を持つ	削減目標	
部局点検結果情報	地方公共団体 ID、部局 ID、年度	団体の部局点検に関する情報を持つ	自己評価、総合評価、部局点検日、部局点検者、点検ステータス	
課室点検結果情報	地方公共団体 ID、課室 ID、年度	団体の課室点検に関する情報を持つ	自己評価、総合評価、課室点検日、課室点検者、点検ステータス	
CO2 排出量情報	地方公共団体 ID、施設 ID、年月、活動項目 ID、関連制度 ID、温室効果ガスコード	団体の温室効果ガス排出量に関する情報を持つ	年度、CO2 排出量等	
アンケート回答情報	アンケート ID、地方公共団体 ID、課室 ID、設問 ID	アンケート回答に関する情報を持つ	回答	
施行状況調査回答情報	地方公共団体 ID、調査粘土、設問コード、回答欄コード、	施行状況調査回答に関する情報を持つ	回答内容	
排出係数	関連制度 ID、活動項目	関連制度の排出係数に関する	排出係数値	

情報	ID、温室効果ガスコード、年度	る情報を持つ		
業務ログ情報	業務ログ ID	ログに関する情報を持つ	日時、画面 ID、イベントコード、実行者情報等	

第3章 規模

1. サービスの利用者数及び情報システムの利用者数

利用者	利用者の種類		主な利用拠点	サービス提供時間帯	利用者数	補足
	サービス利用者	情報システムの利用者				
地方公共団体事務局	○	○	全国	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約1,800人	—
地方公共団体施設管理部局	○	○	全国	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約18,000人	—
環境省	○	○	環境省内	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約6人	—
情報システム運用事業者	—	○	事業所	12時間（9時～17時30分） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約8人	—

2. 処理件数

項目	処理件数		補足
	定常時	ピークの特徴	
アクセス件数	約3500件/時間	約4800件/時間	
バッチ処理件数	約470件/日	約500件/日	

第4章 時期・時間

1. 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	9月、12月～5月	9:00～21:00	
繁忙期	6月～8月（温対法、省エネ法 報告提出期限前） 10月～11月（施行状況調査回 答期間）	9:00～21:00	

第5章 場所等

1. 業務の実施場所

本システムの運用を実施するために必要な場所の見込みを以下に示す。

場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足
環境省、システム開発事業者、運用事業者等の事業所	プロジェクト管理	プロジェクトの管理・運営に関わる業務を行う。	東京都他	定期的な打ち合わせ等は原則都内またはWeb会議で実施する
システム開発事業者の事業所及び環境省	システム開発	情報システムの開発・整備を行う。	東京都他	
システム運用・保守事業者事務所及び環境省	システム運用・保守	システム運営期間中の情報システムの運用・保守を行う。	東京都他	政府共通プラットフォームを利用

2. 諸設備、物品等

種類	量	補足
踏み台サーバ	1台	政府共通PFが提供するサービスにアクセスするための踏み台サーバ（環境省提供）

第6章 管理すべき指標

1. 管理すべき指標

本業務において管理すべき指標は次の表のとおりである。

但し、帳票出力及びバッチ処理を除く。

指標の種類	指標名	計算式	単位	目標値	計測方法	計測周期
情報システム性能指標	レスポンス目標	システム内でのセンター内処理時間を計測	秒	2秒以内	実測	適宜
情報システム性能指標	スループット目標	リクエスト-レスポンスで構成される1トランザクション	件/秒	2件/秒	実測	適宜
情報システム性能指標	稼働率	「年間実稼働時間」 ／「年間予定稼働時間」×100	%	99%	運用作業報告	毎年

第7章 情報システム化の範囲

1. 情報システムの機能

本システムは、地方公共団体実行計画（事務事業編、区域施策編）の策定・実施・点検・改定時のPDCAを支援することを目的としたものであり、地方公共団体職員の業務支援（基礎情報支援・実行計画策定支援・実行計画点検支援・実行計画実施支援・関連制度支援・コミュニケーション支援等）を適用範囲とする。併せて、同業務を実施することで収集された情報を活用し、地方公共団体実行計画（事務事業編、区域施策編）以外の類似する制度等に活用できる情報を提供する機能も適用範囲に含める。

また、国は、上記業務に係る法律等に迅速に対応するための仕組みや、法律の施行状況を把握するとともに、蓄積されたデータから政策・施策検討を行う業務支援（施行状況調査・蓄積データ抽出等）も本システムで行う業務の範囲として考えることとする。

機能の詳細は「機能要件定義書」の第2章 1. 機能一覧を参照すること。

第8章 業務の継続の方針等

1. 目標復旧時間

目標復旧時間		稼働率目標
平常時	大規模災害等の発災時	平常時
<仮想化基盤、ネットワーク障害> 環境省及びインフラ運用・保守事業者の契約締結後 6 営業日以内 <アプリケーション障害> データの復旧：3 営業日以内 アプリケーションを含む完全復旧：5 営業日以内	数か月以内	99%

第9章 情報セキュリティ

1. 情報セキュリティ対策の基本的な考え方

主な情報	情報の機密性		その他 (情報の完全性、可用性等)		情報の取扱い で考慮すべき 関連法令	補足
	特徴	格付の 区分	特徴	格付の 区分		
アカウント情報	個人情報が含まれる。	機密性 2 情報	—	—	情報公開法第 5 条	
施設情報	個人情報は含まれない。 団体内の施設名等が含まれる。	機密性 1 情報	情報の改竄により業務に一定の影響を受けるおそれがある。	完全性 2 情報	情報公開法第 5 条	
措置情報	個人情報は含まれない。 団体の温室効果ガス削減のための取組情報が含まれる。	機密性 1 情報	情報の改竄により業務に一定の影響を受けるおそれがある。	完全性 2 情報	情報公開法第 5 条	
温室効果 ガス排出 量情報	個人情報は含まれない。 団体の温室効果ガス排出量の情報が含まれる。	機密性 1 情報	情報の改竄により業務に一定の影響を受けるおそれがある。	完全性 2 情報	情報公開法第 5 条	

以上

機能要件定義書

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム

第 1.0 版

環境省大臣官房

環境計画課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂者	改訂内容
1.0	2021年12月24日	寒川宣光	初版作成

変更履歴

本書の変更履歴は、前述「改訂履歴」にすべて記載している。

目次

第1章	はじめに	6
第2章	機能に関する事項	8
1.	機能一覧	8
2.	詳細業務フロー	22
第3章	画面に関する事項	23
1.	画面一覧	23
2.	画面イメージ	23
3.	画面遷移の基本的考え方	25
4.	画面設計ポリシー	25
第4章	帳票に関する事項	26
1.	帳票一覧	26
2.	帳票イメージ	26
3.	帳票設計ポリシー	27
第5章	データに関する事項	28
1.	データモデル	28
2.	データ一覧	28
3.	データ定義	28
4.	CRUDマトリクス	28
5.	コード一覧、コード内容定義	28
	オープンデータ一覧	29
6.		29
第6章	外部インターフェースに関する事項	31
1.	外部インターフェース一覧	31

添付資料

別紙 1 : 画面一覧

別紙 2 : 画面遷移図

別紙 3 : 画面標準規約

別紙 4 : 帳票一覧

別紙 5 : データモデル (ER 図)

別紙 6 : データ一覧 (テーブル一覧)

別紙 7 : データ定義 (テーブル定義)

別紙 8 : コード一覧

第1章 はじめに

令和3年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法という。）」においては、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置付けられたほか、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外のその他市町村に対しても、区域施策編の策定が努力義務とされることとなった。

加えて「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日、閣議決定）において、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを掲げており、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標（2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減）から大きく引き上げられている。そのうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で51%減という目標が掲げられている。

改正地球温暖化対策推進法の中で地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）並びに、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に策定するよう義務づけられ、その他の市町村に対しても、策定を努力義務としている「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を策定し、実施することとしている。

また、改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画にて施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされており、地域の脱炭素化に向けた実行計画の実効性向上が求められている。

しかし、事務事業編の策定率は施行時特例市以上の地方公共団体では100%だが、それ以外の市区町村は89.1%、地方公共団体の組合はわずか36.5%にとどまっている。また、策定済み団体において、計画期間を経過しても未改定の団体は多く、施行時特例市未満の市町村や組合では約3割に上る（令和2年10月1日時点）。区域施策編の策定率についても、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）では、全ての団体が計画を策定済であるが、努力義務となっている団体では策定率26.5%にとどまっている。策定・改定が進まない理由としては、職員が抱える業務量が多く優先順位が後回しになっている、計画策定および措置検討に向けた知識・ノウハウが無いなど、地方公共団体における資源（人・モノ・金・情報・時間）の不足が最も大きく、この問題の解決なしにボトムアップを図ることは困難であると考えられる。

また、策定・改定できている団体においても、大規模な団体では、対象となる部局・課室や施設が多いがゆえ、職員の過度な業務負荷の軽減が課題となっており、また、小規模な団体では、マニュアルやガイドラインの理解が乏しく、算定方法や対象範囲の設定に誤りがあるケースも多い。加えて改正地球温暖化対策推進法にて再生可能エネルギー利用促進等の施策実施に関する実施目標の設定（都道府県、政令市、中核市は義務、政令市以外は努力義務）や市区町村における地域脱炭素化促進事業の目標設定、促進区域の設定が求

められる等、実行計画見直しの方向性が示されていることから、計画のレベルアップが課題となっている。

以上の状況を踏まえ、特定の“人”に依存しない実行計画 PDCA 管理の仕組みをシステムを通じて実現し、事務事業編策定に係る地方公共団体の事務負担軽減、適時適切な情報提供を実現することで、地方公共団体における事務事業編の策定・改定を支援し、未策定団体の解消、未改定・形骸化団体のレベルアップにつなげることが期待されている。

本プロジェクトでは、上記背景を踏まえ、地方公共団体向け情報システムの整備・更改を通じて温室効果ガスの算定・集計や地球温暖化対策への取組状況の比較・評価をサポートすることに加え、全国の地方公共団体と環境省で多様なデータ・ノウハウ等を共有し次なる施策への活用・展開を促すことにより、実行計画に係る業務の効率化・高度化を実現させること、国が地方公共団体のエネルギー使用量等や温室効果ガス排出量などの情報を正確に収集し効果的な分析等を行うことで、地方公共団体の PDCA の見直しや国の各種施策立案のための基礎資料とするなど、国と地方公共団体の双方で高度な利活用が可能となるようなシステムを整備し、利用団体の拡大等に向けて継続的に改善することを目的とする。

また、2022 年度より実行計画（区域施策編）の登録・実施機能を搭載し、システムで事務事業編、区域施策編の両計画の策定・管理支援を行うことを目指す。

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRLD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部屋				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
MS-03	地方公共団体内 アカウント設定機能	<p>①実行計画実施に係る部屋情報に関し、以下の内容を各担当単位で登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -施設管理部屋・課室名「MS-01施設管理部屋設定機能」で登録された施設管理部屋または課室名を1つ選択 -担当者名:全角16文字以内 -メールアドレス(ログインID):メールアドレス形式 -権限(※1) -連絡先(内線、外線):全角50文字以内 <p>②登録情報を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> -確認方法:画面によるパスワード以外の登録情報の一覧表示 -画面による確認:1画面での閲覧数は最大10アカウントまでとし、10アカウント以上の場合は閲覧ページを画面上で移動し閲覧 -登録情報の検索閲覧:部屋・課室ごと、又は両方での検索が可能 <p>③登録情報の更新をする。</p> <p>④登録情報の削除をする。</p> <p>⑤登録情報の廃止登録をする。廃止はフラグを立てることにより設定する。</p> <p>⑥パスワードを再発行できる。(※2)</p> <p>【一括出力・一括登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①団体内のアカウント情報一括出力、一括登録ができる。(事務局のみ使用可能) -登録単位:CSVファイルダウンロードによる一括出力およびアップロードによる一括登録 パスワードの一括出力および一括登録は不可 <p>⑦「MS-03 地方公共団体内アカウント設定機能」を用いて登録したアカウントに対し、必要に応じて事務局権限と同等の権限を任意に付与することができる。</p> <p>⑧地方公共団体内に事務局ユーザは必ず1人以上存在する必要がある。</p>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<p>※1:自身の権限が施設管理課室の場合は施設管理課室のみ、施設管理部屋の場合は施設管理部屋及び施設管理課室、事務局の場合は全ての権限を選択できる。</p> <p>※2:ログイン時にパスワードを忘れた場合の案内を提示し、登録されたメールアドレスに新規パスワード作成のためのURL等を送付する。</p> <p>※3:自身の権限で追加できるアカウントについては参照、更新、削除もできる。</p>	
MS-04	地方公共団体内 関連制度設定機能	<p>①システム標準で設定されている以下の2制度および必要に応じて、標準で設定されている全国43の条例から選択して関連制度の設定ができる。なお、選択できる制度数は必須選択である事務事業種を含めて10件を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> -省エネ法 -温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 <p>②独自係数の参照ができる。</p> <p>-設定した関連制度の温室効果ガス排出係数を参照可能</p>																	<p>※1:事務局は対象とする制度の取捨選択のみ可能とする。制度の追加、係数の更新はできない。</p> <p>※2:関連制度は初期設定されたマス分情報とし、画面から追加、更新、削除はできない。対象は、省エネ法と温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度および、地方公共団体条例が該当し、2017年12月現在で30都道府県、13市が条例を制定している。 Ex:東京都:総量削減義務と排出量取引制度</p>	
MS-05	地方公共団体内 メール送信設定機能	<p>①月次実績値の入力タイミングを設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -月次データの入力タイミング設定(毎月DD-DDの期間) <p>②地方公共団体内で一律の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> -入力依頼メール、入力催促メールの送信タイミング判定にのみ使用 <p>③本サービスの各種機能を設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -自団体内電子メール通知設定ON/OFF機能(実施依頼メール、点検依頼メール) -自団体内電子メール通知定型文設定機能(プレテンキスト形式、メール文内にパラメータ文字列無し) -自団体内電子メール通知送付先ルールを以下のように定義 -設定したスケジュールで実績入力未確定、または点検が未完了の施設・設備の施設管理課室として設定されている課室に所属するアカウントに対して送付 -コミュニケーションボード等、内容によって送信先が変わる可能性がある機能については実行時に送信先を別途選択(本機能では設定しない) 									●	●	●							

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部屋				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
ED-01	実行計画実施支援	施設・設備ごとの活動状況把握機能	<p>①施設・設備ごとの温室効果ガスが排出される活動状況について実績を入力し活動の把握できる機能を有する。 -実績値入力: -対象施設・設備設定機能で設定した別紙2の分類に該当する活動ごとの値(エネルギー・使用量・料金等)を入力 -該当活動に対する月次の集計値を入力 -画面から各月ごと又はCSVファイルのアップロードにより入力可能(※1) -入力画面の場合、デフォルト表示は当月の入力とし、入力月の変更が可能 -画面入力時には誤入力防止のため、入力月の前月の入力値を隣接部に表示 -入力する実績値の有効桁数は、各基準単位の小数点3桁 -入力された情報はシステムに一時的保存 -入力された実績値の出力・一覧表示・確定: -実績値データは、OSVにて出力が可能(※2) -表示されている一時保存されたデータを画面より確定にステータス変更することが可能</p> <p>②対象施設カテゴリごと、対象施設ごと、施設管理部屋ごと、施設管理課室ごとの分類で、実行計画の実施状況を把握できる機能を有する。 -確認できる項目: -「ED-01 施設・設備ごとの活動状況把握機能」における当該年度の月次実績値の入力状況ステータス -当該年度における温室効果ガス排出量の月次排出量及び年度内合計値 -アラート通知: -詳細設定機能で設定した実績値入力期限を過ぎた施設管理部屋・課室に対して、入力を促すアラートを電子メールで発出が可能</p> <p>③実行計画の実施状況を「帳票2」のフォーマットに基づき、印刷する機能を有する。</p>																	<p>※1:アップロードの機能は事務局のみ使用可能。 ※2:OSV出力は事務局のみ使用可能。</p>
RS-01	関連制度支援	関連制度算定機能	<p>①詳細設定機能で設定した各種関連制度で必要となる温室効果ガス排出量の算定(※1)をする機能(※2)を有する。 -対象制度: -システム標準で登録されている事務事業編および関連制度 -事務事業編 -省エネ法 -温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 -「MS-04 地方公共団体内 関連制度設定機能」で個別に設定した関連制度</p> <p>②算定結果の表示する機能を有する。 -表示できる温室効果ガスの排出量は選択条件での総量 -指定された各種制度に基づき算定した温室効果ガス排出量を画面表示およびOSV出力が可能 -集計条件で指定された関連制度について対象となる施設・設備の集計値を画面表示 -集計条件で指定された関連制度の施設・設備、対象活動項目毎の月別実績値および年合計値をOSV出力 -関連制度別の係数を使って算定</p>																	<p>※1:各種関連制度で必要となる温室効果ガス排出量の算定は、あらかじめMS-04 地方公共団体内 関連制度設定機能で設定された「対象活動項目」と独自係数に設定。 ※2:詳細設定機能で各種関連制度を設定しない場合は、当該機能はアクティブにならない。</p>

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部屋				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
CM-01	コミュニケーション支援	自団体内コミュニケーションボード機能	<p>①本サービスを利用している地方公共団体内の各部署課室間で相互にコミュニケーションを図ることが可能な機能を有する。 -利用対象者: -自団体内の各部署課室のアカウント登録者 -コミュニケーション機能: -テキストメッセージの投稿が可能 -受信者は投稿内容についてコメントの追加が可能(※2) -付加機能: -掲示板内の記載が更新されると、関連するアカウント登録者にメールを発出</p>																	<p>※1:投稿者自身が削除可能 ※2:コメント投稿者のアカウント名は参照可能</p>
CM-02		地方自治体コミュニケーションボード機能	<p>①本サービスを利用している地方公共団体間及び環境省が相互にコミュニケーションを図ることが可能な機能を有する。 -利用対象者: -本サービスを利用している全ての地方公共団体アカウント登録者及び環境省等アカウント登録者 -コミュニケーション機能: -環境省からのお知らせ -テキストメッセージを全てのアカウントに対して投稿が可能 -アカウント保有者は投稿内容についてコメントの追加が可能(※2) -環境省からのお知らせが更新されると、地方公共団体の事務局アカウント登録者にメールを発出 -地方公共団体間コミュニケーションボード(団体間でのノウハウ共有等で活用を想定) -テキストメッセージを全てのアカウントに対して投稿が可能 -アカウント保有者は投稿内容についてコメントの追加が可能 ②お知らせ内容、投稿内容を検索できる機能を有する。</p>																	<p>※1:投稿者自身が削除可能 ※2:コメント投稿者のアカウント名は参照可能</p>
CM-03		アンケート調査機能	<p>①本サービスを利用している地方公共団体アカウント登録者に対し、アンケート調査ができる機能を有する。 -アンケート対象者: -地方公共団体施設管理部屋アカウント登録者 -地方公共団体事務局アカウント登録者 -アンケートの入力状態管理: -設問の分類毎に一時的保存が可能 -入力中、一時保存、完了、回答進捗表示(%)を行う -アンケート実施期間の管理: -一度提出したアンケートの取り戻しは不可 -回答結果の確認: -アンケート全体の回答内容を参照することが可能</p>																	

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)																備考								
				施設管理課室				施設管理部門				事務局				環境省												
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D									
AD-01	システム設定支援・管理機能	地方公共団体事務局 アカウント設定機能	①本サービスを利用開始するために、環境省が地方公共団体事務局情報を初期設定する機能を有する。また、事務局が自団体の設定を更新できる機能を有する。 -初期設定対象:事務局アカウント情報、部署情報、課室情報、利用する機能(実行計画、施行状況調査) -地方公共団体情報は初期構築時に全団体の情報を設定している前提 -環境省のアカウントは初期構築時にセットアップし、メンテナンス機能は設けない -更新対象: 利用する機能、関連制度、メールアドレスドメイン、自団体ロゴ画像																									※1:設定情報の更新のみ実施可能
AD-02		和暦設定	①元号改定時に迅速に設定ができる。(※1)																									※1:和暦改定はシステム運用保守事業者がSE作業として実施する。
AD-03		マスターデータメンテナンス機能	①本システムに格納されている以下のマスターデータ類のメンテナンスを実施できる機能を有する。 <対象データ項目> -各種係数: -別紙4に示す温室効果ガス排出量算定に必要な排出係数の設定が可能 -対象となる温室効果ガス種類 -法令等に準拠した各種計算方法(※1) -関連する帳票類(※1) <設定方法> -画面より個別入力又は個別ファイルのアップロード並びにCSVによる一括登録																									※1:「関連する帳票類」は要件定義書の添付資料「帳票1」、「帳票2」とする。対象帳票のメンテナンスが必要となった場合は、要件定義書41頁「(3)データ保守要件」[イマスターデータ・設定データ変更対応]にて対応する。
AD-04		全体サービスON/OFF機能	①本サービスに係る全地方公共団体向けサービスのうち、以下の機能についてON/OFF制御等できる機能を有する。 -対象機能: -アンケート調査機能(施行状況調査等大規模調査用設問設定) -制御設定内容: -機能ON/OFF設定(全対象機能) -対象期間条件付き自動ON/OFF設定(アンケート調査機能) -制御設定は、機能ON/OFFが上位指示とした排他関係を有する																									
AD-05		地方公共団体コミュニケーションボードイベント発生時電子メール通知内容設定機能	①本サービスを利用しているアカウント登録者に対し、地方公共団体コミュニケーションボードでの各種イベント発生時にメールを差出し通知する機能のメール本文の内容について定型文設定できる。(※1)																									※1:システム固定の定型文として設定する。対象帳票のメンテナンスが必要となった場合は、要件定義書41頁「(3)データ保守要件」[イマスターデータ・設定データ変更対応]にて対応する。
AD-06		アンケート調査結果管理・抽出機能	①本サービスの機能「0M-03 アンケート調査機能」の管理・編集・集計ができる機能を有する。 -設問の設定方法: -簡易調査用設問設定: -10問程度の設問(回答は自由記載とチェックボックスに対応)を簡易に設定が可能 -施行状況調査基本設問設定(※1): -例年実施している共通的な設問項目に関し、設問を設定 -アンケート結果の集計機能: -上記①で設定した設問について、以下のとおりCSVにて出力できる機能を有する -回答者プロフィール:団体名、組織名、回答者又はそれに変わるID等 -回答内容:上記①で設定した設問の回答 -付加機能: -本機能の簡易調査用設問設定及び施行状況調査等大規模調査用設問設定機能はON/OFFを設定が可能(デフォルトはOFF)【AD-04参照】																									※1:施行状況調査の調査項目は事務事業種だけでなく、区域施策種の内容も含まれる。本設問にかかる詳細機能はSP-03に詳細化

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部局				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
SP-17	外部委託業者用の利用権限追加	①「MS-03 地方公共団体内アカウント設定機能」において、権限の種類に外部委託業者用の権限を追加する。利用できるメニューは下記の通り。 -実績入力・進捗状況 -月次実績の入力・進捗を確認する -月次排出状況を確認する -集計・比較 -団体内の排出量を集計する(月次) -団体内の排出量を集計する(年度) -関連制度別に集計する -実行計画・措置設定 -実行計画を設定・参照する -温室効果ガス削減措置を設定する	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
SP-18	実施状況進捗概要での活動実績値の出力単位追加	①「ED-01 施設・設備ごとの活動状況把握機能」において、実施状況進捗概要に出力する活動実績値の単位を、各団体が設定した入力単位での出力とする。 -システム標準単位での出力は年間値のみ	●				●				●									
SP-19	排出係数の変更	①「MS-04 地方公共団体内関連制度設定機能」において、団体独自で排出係数を保持、メンテナンスすることが可能。 -独自係数の上限は3つ -係数に対して団体が自由に名称を設定することが可能									●	●	●	●					2023年度以降に機能を掲載。	
SP-20	環境権限の閲覧範囲の拡充	①「AG-04 データ抽出機能」において、環境権限にて全データをCSV形式で出力できる機能を追加する。 -出力する団体、年度を絞ることが可能 -出力できる内容はマスダ情報、実績値情報 ②「AD-01 地方公共団体事務局 アカウント設定機能」に拡張して、環境権限にて各団体の事務局と同じ画面を閲覧できる機能を追加する。 -参照する団体を検索して選択すると、画面が該当団体の事務局と同じメニュー、画面に切り替わる -各団体の事務局機能を利用可能とし、機能制限は行わない(更新も操作可能であるが、運用で使用しないよう回避) ③団体のデータを環境省が利用する旨を記載したファイルを用意しログイン画面にリンク形式で掲載する。													●	●	●	●		
SP-21	環境権限の分析機能の拡充	①「AG-04 データ抽出機能」において、環境権限にて各団体の総排出量前年度比(年度別確定値を比較)、当年度の排出量目安及び排出量目安に対する進捗率(各団体トップページ記載情報)、措置点検実施状況(点検完了施設数割合)を出力できる機能を追加する。また、画面上で総排出量前年度比及び進捗率での総排出量検索機能を追加する。 ②「AG-04 データ抽出機能」において、環境権限にて自治体類型別、施設分類別、活動項目分類別の排出量データ集計・比較機能(原単位比較やガス別集計等も含む)を追加する。 ③「AG-04 データ抽出機能」において、環境権限にて再エネ設備を導入している施設や補助金を活用している施設等を検索し、比較検討できるようにする。													●					
SP-22	目標値管理及び進捗確認機能	①EP-02及びEQ-03に関し、目標管理と進捗確認について以下の機能を有する。 -「実行計画・措置設定」タブから施設別の削減目標の入力が可能 -施設別目標値とは別に部局・課室の目標値が設定が可能(施設別目標の繰上げ値との整合までは見ない) -削減目標は事務局権限が入力可能 -措置点検結果に加え、部局課室別の目標達成状況(5段階評価、自由記入コメント欄)の入力とCSV出力が可能 -部局課室別の目標達成状況は事務局権限、部局権限、課室権限が入力可能 -団体の登録措置一覧、点検結果一覧を出力が可能(現行機能で閲覧は可能)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)												備考					
				施設管理課室				施設管理部屋				事務局					環境省				
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D	
SP-30		実行計画(区域施策編)基礎情報設定	<p>【ステータス設定・確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実行計画(区域施策編)に関し、以下を登録できる。 <ul style="list-style-type: none"> -実行計画名:全角 100文字以内 -策定・改定年月:年月を選択 -計画期間:開始年月と終了年月を選択 ②現行の実行計画を改定し、新しい実行計画を策定できる。 <ul style="list-style-type: none"> -過去に改訂された実行計画を履歴として参照可能(更新は不可) ③改定時は旧計画に紐づく実行計画の関連情報および個別対策・施策を参考として引き継ぐ ④実行計画を公表後は確定を行い、策定内容を変更できないようにロックできる。 -確定解除は事務局が任意のタイミングで実施可能 ⑤雛形をもとに実行計画を作成することができる。 <p>【基準年度設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基準年度を登録できる。 <ul style="list-style-type: none"> -入力:西暦(YYYY) -表示:入力された西暦に合わせた和暦も表示 ②基準年度の温室効果ガス排出量を登録できる。 <ul style="list-style-type: none"> -単位:t-CO2 -有効桁数:小数点第3桁 ③その他、以下の機能を有する。 <ul style="list-style-type: none"> -誤入力防止機能 -登録確定機能 <p>【目標年度の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①目標年度を登録できる。 <ul style="list-style-type: none"> -入力:西暦(YYYY) -表示:入力された西暦に合わせた和暦も表示 ②目標年度の温室効果ガス排出量を登録できる。 <ul style="list-style-type: none"> -単位:t-CO2 -有効桁数:小数点第3桁 ③その他、以下の機能を有する。 <ul style="list-style-type: none"> -誤入力防止機能 -登録確定機能 <p>【関連情報登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実行計画策定に必要な以下の項目について、任意に記載できる。 <ul style="list-style-type: none"> -策定の背景・意図:全角 4000文字以内 -区域の特徴:全角 4000文字以内 -区域の目指す将来像:全角 4000文字以内 -目的:全角 4000文字以内 -対象とする範囲:全角 4000文字以内 -対象とする温室効果ガス:全角 4000文字以内 -上位計画及び関連計画との位置づけ:全角 4000文字以内 -温室効果ガス総排出量(現況推計):全角 4000文字以内 -温室効果ガスの増減要因:全角 4000文字以内 -温室効果ガス将来推計:全角 4000文字以内 -温室効果ガスの排出削減目標:全角 4000文字以内 -温室効果ガス総排出量以外の実績・目標:全角 4000文字以内 -エネルギー起源CO2の部門別実績・目標:全角 4000文字以内 -エネルギー起源CO2以外の分野別実績・目標:全角 4000文字以内 -目標の考え方(これまでの取組、課題):全角 4000文字以内 -目標達成に向けた取組・基本方針:全角 4000文字以内 -区域の各主体に期待される対策/地方公共団体が実施する施策:全角 4000文字以内 -推進体制(庁内/外):全角 4000文字以内 -点検・評価・見直し体制(庁内/外):全角 4000文字以内 -進捗状況の公表:全角 4000文字以内 -その他:全角 4000文字以内 																		
																					2022年度に機能を搭載。

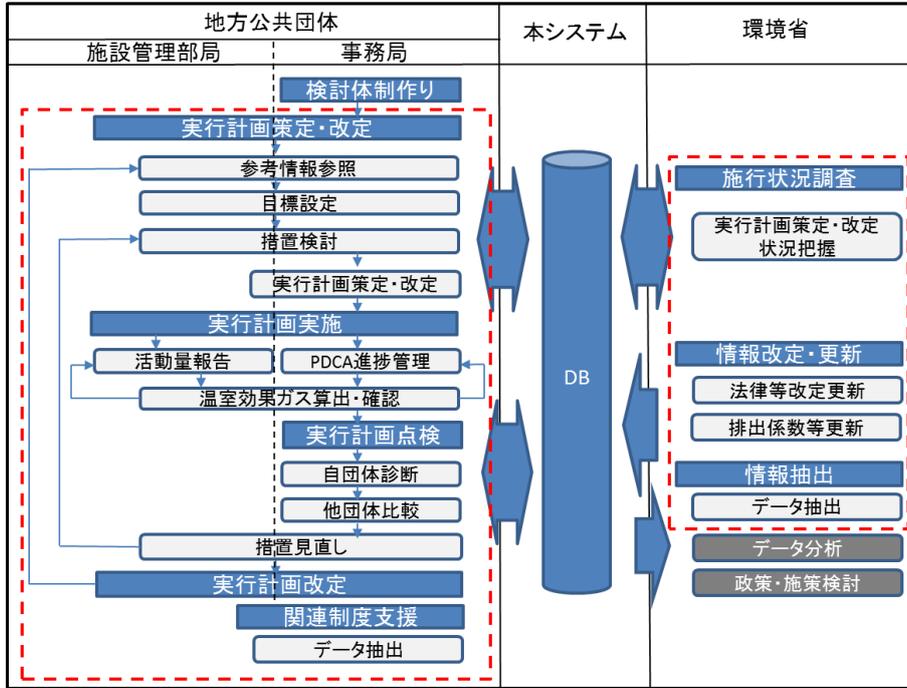
機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRULD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部署				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
			①入力した実行計画内容を確認できる。 -画面での確認:入力した内容を一覧表示 -帳票への出力:入力した内容をExcelで出力									●	●							
SP-31		温室効果ガス排出量抑制等に関する対策・施策設定	①実行計画(区域施策編)の期間における温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策を部門・分野毎に設定できる。 -以下の項目が設定可能 -将来像実現のための対策:全角 4000文字以内 -施策分類:選択 -施策項目:選択 -施策時期:開始年月と終了年月を選択 -指標:全角 100文字以内 -目標:半角数字9桁以内 -目標の単位:全角 100文字以内 -具体的な内容:全角 4000文字以内 -地域脱炭素促進事業に関する事項:選択 -初期費用:半角数字9桁以内 -運用費用:半角数字9桁以内 -補助金(先行地域を含む):半角数字9桁以内									●	●	●	●					2022年度に機能を搭載。
SP-32		区域施策編実績値入力機能	①対象とする部門・分野毎に年間の実績値を入力できる機能を有する。 -実績値入力: -年度毎に、部門・分野毎のエネルギー起源CO2及びエネルギー起源CO2以外の排出量と活動量を入力 -画面入力時には誤入力防止のため、前年度の入力値を隣接部に表示 -入力された実績値の出力・確定 -実績値データの帳票出力が可能 -入力されたデータは画面より保存、確定が可能									●	●	●						2022年度に機能を搭載。
SP-33		区域施策編マスタ設定機能	①部門・分野別に入力する活動量の単位を設定できる機能を有する。 ②対象とする部門・分野を選択できる機能を有する。 区域施策編用のシステム機能(※)は事務事業編の機能をそのまま利用する。 (※ログイン画面、アカウントマスタ、部署・課室マスタ、トップページ・メニュー、バッチ処理状況、利用ログ、)											●	●					2022年度に機能を搭載。
SP-34		自治体排出量カルテ	①自治体排出量カルテの情報を表示する機能を作成する。 2022年度は排出量カルテのページへのリンク掲載のみ対応する。 リンクは実績値入力画面に掲載する。											●						2022年度に機能を搭載。
SP-35		2022年度 施行状況調査の設問追加	①施行状況調査機能(SP-03)に2022年度用の施行状況調査の設問ページを作成する -追加、変更を行う設問数は50程度 -前年度回答、LAPSS内情報を反映可能な設問を増やす									●	●	●	●	●	●	●	●	2022年度に機能を搭載。
SP-36		政府実行計画改訂に伴う機能改修	①関連制度を指定して集計できるように下記集計画面を改修する。 ・排出量データ集計(月次)画面 ・排出量データ詳細(月次)画面 ・排出量データ集計(年度)画面 ・排出量データ詳細(年度)画面 ・施設カテゴリー別 年間削減量比較画面	●	●			●	●			●	●							2022年度に機能を搭載。

機能ID	機能分類	機能名	詳細仕様(更新案)	利用者及び利用者権限(CRUD)												備考				
				施設管理課室				施設管理部署				事務局					環境省			
				C	R	U	D	C	R	U	D	C	R	U	D		C	R	U	D
SP-37		FV、EV等措置登録機能の改修	①施設情報の登録、変更・削除画面の施設分類で、自動車を選択した場合に以下の項目を登録できる。 -自動車種別:選択 -台数:半角数字9桁以内 -発電設備設置台数:半角数字9桁以内 -災害時活用の有無:ラジオボタン -次世代自動車への切替可否:ラジオボタン ②関連機能に上記①の項目を追加する。 ・マスター一括登録機能 ・施設情報CSVダウンロード ・マスダ情報(施設)CSVダウンロード ③措置の登録、編集画面で、太陽光発電設備の導入の措置を選択した際に以下の項目を登録できる。 -台数:半角数字9桁以内 -設備容量:半角数字 -調達方法:選択 -制約事項:全角4000文字以内 ④関連機能に上記③の項目を追加する。 ⑤トップページに次世代自動車自動車の導入状況、太陽光発電設備の導入状況の集計処理を追加する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2022年度に機能を搭載。
SP-38		計画策定支援機能の改修	①「EP-01 実行計画策定情報設定機能」において、「関連情報」のカテゴリに特定措置目標を追加する。	●	●			●	●			●	●	●	●					2022年度に機能を搭載。
SP-39		公有地の登録	①施設大分類の「その他施設」記下に施設中分類として「公有地」を追加する。			●		●	●	●	●	●	●	●	●					2022年度に機能を搭載。
SP-40		団体特異性検索・比較機能	①地方公共団体事務局初期登録、設定画面で以下の項目を登録できる。 -地域特性・類型:複数選択 -組合事務事業内容:複数選択 ※「地域特性・類型」、「組合事務事業内容」のリストは提供頂けることを前提 ②施設分類別年間削減量比較画面の検索条件欄(比較対象団体)に以下の条件を追加する。 -地域特性・類型:複数選択 -組合事務事業内容:複数選択			●			●				●	●		●	●			2022年度に機能を搭載。
SP-41		コメントの帳票出力	①実施状況進捗帳票のエネルギー使用量・利用料シートにLAPSS上で入力されたコメントを追加する。	●	●			●	●			●	●							
SP-42		太陽光発電設備設置可否項目の追加	①施設情報 登録、変更削除画面に太陽光発電設備の設置が可能な施設かどうかを設定できる項目を追加する。 -太陽光設備設置可否:ラジオボックス ②関連機能に「太陽光設備設置可否」項目を追加する。 ・マスター一括登録機能 ・施設情報CSVダウンロード ・マスダ情報(施設)CSVダウンロード	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●					2022年度に機能を搭載。

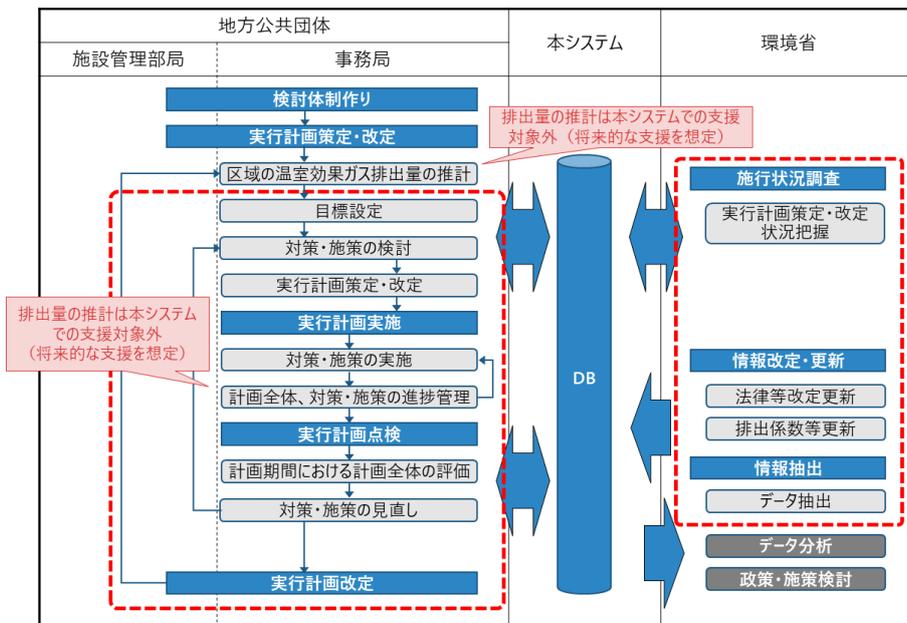
2. 詳細業務フロー

本システムの業務フローは以下のとおりである。

実行計画（事務事業編）



実行計画（区域施策編）



 本システムで支援する業務範囲

第3章 画面に関する事項

1. 画面一覧

本システムの画面一覧は別紙1を参照すること。

2. 画面イメージ

実行計画基礎情報 登録画面

実行計画基礎情報
登録

基本情報

必須な項目を入力してください。

実行計画名 必須

策定・改定年月 必須 年を選択 月を選択

計画期間 必須 年を選択 月を選択 ~ 年を選択 月を選択

最終改定年度 任意 例) 2017 年度 (西暦)

基準年度 必須 例) 2017 年度 (西暦)

基準年度温室効果ガス排出量 必須 t-CO2

目標年度 必須 例) 2017 年度 (西暦)

目標年度温室効果ガス排出量 必須 t-CO2

関連情報

基本的事項

目的 任意

対象とする範囲 任意

月別実績値 入力画面

月別実績値
入力

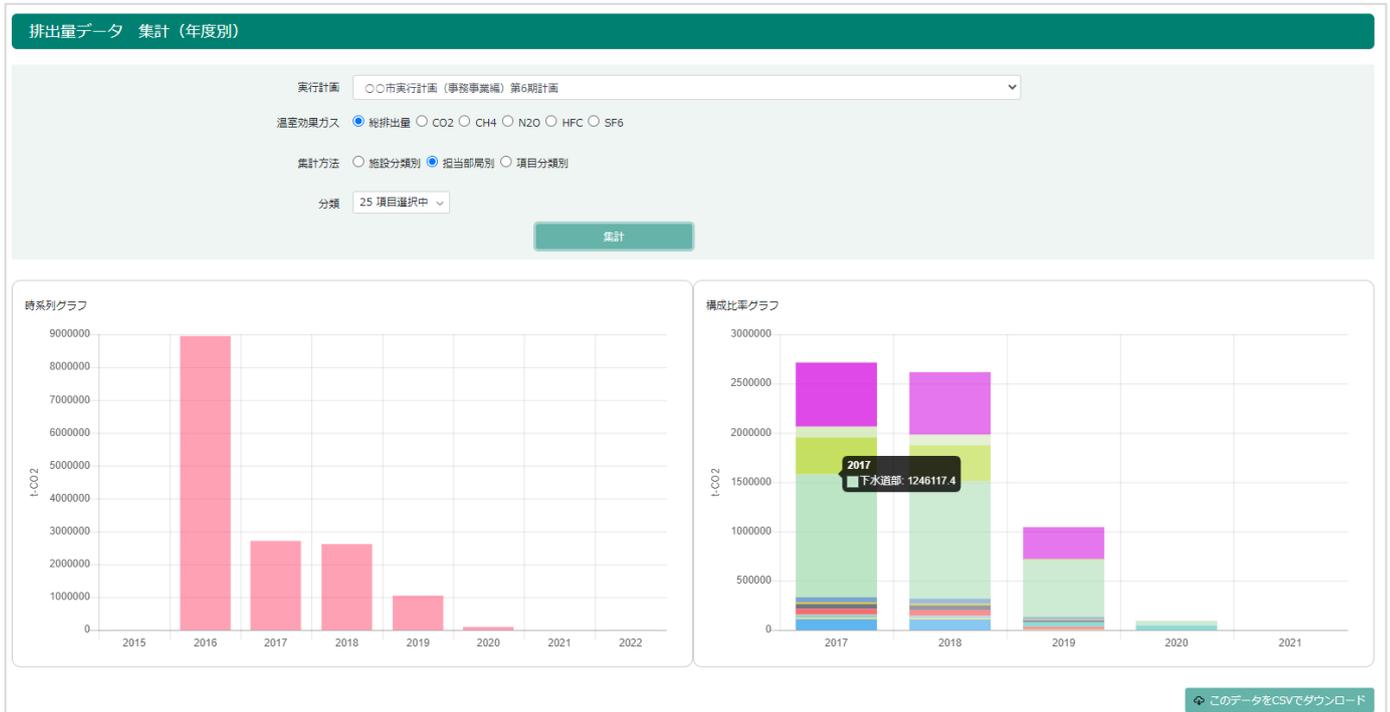
年度 2021

対象施設名 test

入力期間 9 月

項目分類	項目名	単位	9月		金額 (円)	コメント	前月 (8月)	
			前年度値	当年度値			前年度値	金額 (円)
燃料の使用 (液体燃料)	ガソリン (標準油)	L	-	<input type="text" value="500"/>			50,000	-
燃料の使用 (液体燃料)	: ガソリン 自動車での使用	L	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (液体燃料)	: ガソリン 自動車以外での使用	L	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (液体燃料)	: 灯油 家庭用機器での使用	L	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (気体燃料)	: 液化石油ガス (LPG) 家庭用機器での使用量	m3	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (気体燃料)	: 液化石油ガス (LPG) ティーセル機器での使用量	kg	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (気体燃料)	: 液化石油ガス (LPG) ガス機器・ガソリン機器での使用量	kg	-	<input type="text"/>			-	-
燃料の使用 (気体燃料)	液化天然ガス (LNG)	kg	-	<input type="text"/>			-	-

排出量データ 集計画面



措置点検結果 入力画面

措置点検結果の入力

各措置の点検 (確認と見直し) を行い、点検完了コメントを入力して登録してください。

実行計画: ○○市実行計画 (事務事業編) 第6期計画

点検年度: 2020

施設名: test

No.	措置分類	措置	自己評価	必須
1	温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択 発電専用設備・受電設備・コージェネレーション設備	太陽光発電設備の導入	4	<input type="checkbox"/>

総合評価 **必須**

点検完了日 **必須**

点検実施者 **必須**

点検完了

3. 画面遷移の基本的考え方

- 本システム全体の画面遷移、画面表示及び画面構成に統一性を持たせること。
- 画面を一度閉じたり、メニュー画面に遡ったりすることなく、連続的な操作を可能とすること。
- 一連の処理において、画面が遷移しても一度入力した情報が引き継がれるようにし、再入力を不要とすること。
- ポップアップ表示による子画面を除き、各画面の左部に統一的な操作メニューを表示し、他の画面への遷移を可能とすること。
- ブラウザの「進む」、「戻る」、「更新」ボタンは使用せず、画面上のボタンから画面遷移を行う。

本システムの画面遷移は別紙2を参照すること。

4. 画面設計ポリシー

本システムの画面設計のポリシーは別紙3を参照すること。

3. 帳票設計ポリシー

デジタル・ガバメント標準ガイドライン実践ガイドブックで示された方針に基づいた UI, UX で設計。

(帳票フォーマットは A4 縦/A4 横/A3 縦/A3 横サイズとする)

第5章 データに関する事項

1. データモデル

本システムのデータモデルは別紙5を参照すること。

2. データ一覧

本システムのデータ一覧は別紙6を参照すること。

3. データ定義

本システムのデータ定義は別紙7を参照すること。

4. CRUD マトリクス

本システムの CRUD は「第2章 1. 機能一覧」を参照すること。

5. コード一覧、コード内容定義

本システムのコード情報は別紙8を参照すること。

6. オープンデータ一覧

No	データ ID	データ名	利用者	公開範囲	利用目的	利用頻度・特徴	実装方式	処理方式	備考
1		地方公共団体マスタ、 部局マスタ、 課室マスタ	地方公共団体職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型	
2		関連制度情報・ 関連制度温室効果ガスマスタ	地方公共団体職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型	
3		活動項目実績値・ 点検結果	地方公共団体職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型	
4		アカウントマスタ	地方公共団体職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型	
5		措置マスタ、 施設・設備マスタ、 活動項目マスタ	地方公共団体職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型	

6	実行計画 基礎情報・実行計画措置情報	地方公共団体 職員 一般市民	制限なし	環境省保有データ種類に対する国民の理解促進 (上記公開による) オープンデータ化に対するニーズ把握 データの一元管理・標準化のためのデータ構造の明確化	アクセス数：5件/日 ピーク時アクセス数：20件/日 ピーク時は7～8月を想定している。	概念データモデル	カタログ型
---	-----------------------	----------------------	------	--	--	----------	-------

第6章 外部インタフェースに関する事項

1. 外部インタフェース一覧

No	外部インタフェースID	外部インタフェース名	外部インタフェース概要	相手先システム	送受信区分	実装方式(連携方式)	送受信データ	送受信タイミング	送受信の条件
1	01	部局情報連携	部局情報を省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムにリアルタイムで提供する。	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム	送信	API	部局情報	リアルタイム	暗号化を必須とする
2	02	課室情報連携	課室情報を省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムにリアルタイムで提供する。	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム	送信	API	課室情報	リアルタイム	暗号化を必須とする
3	03	施設情報連携	施設情報を省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムにリアルタイムで提供する。	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム	送信	API	施設情報	リアルタイム	暗号化を必須とする
4	04	活動量情報(施設ID)	施設の活動量情報を省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムにリアルタイムで提供する。	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム	送信	API	活動量情報(施設ID)	リアルタイム	暗号化を必須とする
5	05	活動量情報(課室ID)	課室の活動量情報を省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムにリアルタイムで提供する。	省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム	送信	API	活動量情報(課室ID)	リアルタイム	暗号化を必須とする

以上

非機能要件定義書

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム

第 1.0 版

環境省大臣官房

環境計画課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂者	改訂内容
1.0	2021年12月24日	寒川宣光	初版作成

変更履歴

本書の変更履歴は、前述「改訂履歴」にすべて記載している。

目次

第1章	はじめに	6
第2章	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	8
1.	情報システムの利用者の種類、特性	8
2.	ユーザビリティ要件	8
3.	アクセシビリティ要件	9
第3章	システム方式に関する事項	11
1.	情報システムの構成に関する全体の方針	11
2.	開発方式及び開発手法	11
第4章	規模に関する事項	12
1.	機器数及び設置場所	12
2.	データ量	12
3.	処理件数	12
4.	利用者数	12
第5章	性能に関する事項	13
1.	応答時間	13
2.	スループット	13
第6章	信頼性に関する事項	14
1.	可用性要件	14
2.	完全性要件	14
第7章	拡張性に関する事項	15
1.	性能の拡張性	15
2.	機能の拡張性	15
第8章	上位互換性に関する事項	16
1.	上位互換性	16
第9章	中立性に関する事項	17
1.	中立性	17
第10章	継続性に関する事項	18
1.	継続性に係る目標値	18
2.	継続性に係る対策	18
第11章	情報セキュリティに関する事項	19
1.	情報セキュリティ対策要件	19
第12章	情報システム稼働環境に関する事項	21
1.	クラウドサービスの構成	21
2.	ハードウェア構成	22
3.	ソフトウェア構成	22
4.	ネットワーク構成	22
5.	施設・設備要件	23
第13章	テストに関する事項	24
1.	テストに関する要件	24
第14章	移行に関する事項	25

第15章 引継ぎに関する事項.....	26
1. 引継ぎ事項.....	26
第16章 教育に関する事項.....	27
1. 教育対象者の範囲、教育の方法.....	27
2. 教材の作成.....	27
第17章 運用に関する事項.....	28
第18章 保守に関する事項.....	30

添付資料

別紙1：システム構成要素

別紙2：ネットワーク構成図

第1章 はじめに

令和3年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法という。）」においては、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置付けられたほか、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外のその他市町村に対しても、区域施策編の策定が努力義務とされることとなった。

加えて「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日、閣議決定）において、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを掲げており、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標（2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減）から大きく引き上げられている。そのうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で51%減という目標が掲げられている。

改正地球温暖化対策推進法の中で地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）並びに、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に策定するよう義務づけられ、その他の市町村に対しても、策定を努力義務としている「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を策定し、実施することとしている。

また、改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画にて施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされており、地域の脱炭素化に向けた実行計画の実効性向上が求められている。

しかし、事務事業編の策定率は施行時特例市以上の地方公共団体では100%だが、それ以外の市区町村は89.1%、地方公共団体の組合はわずか36.5%にとどまっている。また、策定済み団体において、計画期間を経過しても未改定の団体は多く、施行時特例市未満の市町村や組合では約3割に上る（令和2年10月1日時点）。区域施策編の策定率についても、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）では、全ての団体が計画を策定済であるが、努力義務となっている団体では策定率26.5%にとどまっている。策定・改定が進まない理由としては、職員が抱える業務量が多く優先順位が後回しになっている、計画策定および措置検討に向けた知識・ノウハウが無いなど、地方公共団体における資源（人・モノ・金・情報・時間）の不足が最も大きく、この問題の解決なしにボトムアップを図ることは困難であると考えられる。

また、策定・改定できている団体においても、大規模な団体では、対象となる部局・課室や施設が多いがゆえ、職員の過度な業務負荷の軽減が課題となっており、また、小規模な団体では、マニュアルやガイドラインの理解が乏しく、算定方法や対象範囲の設定に誤りがあるケースも多い。加えて改正地球温暖化対策推進法にて再生可能エネルギー利用促進等の施策実施に関する実

施目標の設定（都道府県、政令市、中核市は義務、政令市以外は努力義務）や市区町村における地域脱炭素化促進事業の目標設定、促進区域の設定が求められる等、実行計画見直しの方向性が示されていることから、計画のレベルアップが課題となっている。

以上の状況を踏まえ、特定の“人”に依存しない実行計画 PDCA 管理の仕組みをシステムを通じて実現し、事務事業編策定に係る地方公共団体の事務負担軽減、適時適切な情報提供を実現することで、地方公共団体における事務事業編の策定・改定を支援し、未策定団体の解消、未改定・形骸化団体のレベルアップにつなげることが期待されている。

本プロジェクトでは、上記背景を踏まえ、地方公共団体向け情報システムの整備・更改を通じて温室効果ガスの算定・集計や地球温暖化対策への取組状況の比較・評価をサポートすることに加え、全国の地方公共団体と環境省で多様なデータ・ノウハウ等を共有し次なる施策への活用・展開を促すことにより、実行計画に係る業務の効率化・高度化を実現させること、国が地方公共団体のエネルギー使用量等や温室効果ガス排出量などの情報を正確に収集し効果的な分析等を行うことで、地方公共団体の PDCA の見直しや国の各種施策立案のための基礎資料とするなど、国と地方公共団体の双方で高度な利活用が可能となるようなシステムを整備し、利用団体の拡大等に向けて継続的に改善することを目的とする。

また、2022 年度より実行計画（区域施策編）の登録・実施機能を搭載し、システムで事務事業編、区域施策編の両計画の策定・管理支援を行うことを目指す。

第2章 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

1. 情報システムの利用者の種類、特性

No.	利用者区分	利用者の種類	特性	補足
1	地方公共団体事務局	実行計画 PDCA の推進	IT リテラシー：団体によって差異があるが比較的高い	
2	地方公共団体施設管理部局	各施設の利用状況の報告	IT リテラシー：団体及び部署によって差異がある	
3	環境省	実行計画 PDCA の支援	IT リテラシー：高い	
4	情報システム運用業者	情報システムの運用	IT リテラシー：高い	

2. ユーザビリティ要件

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件	補足
1	画面の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること ・無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にすること ・十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること ・画面の大きさや位置の変更ができること 	
2	操作方法の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること ・画面上で入出力項目のコピー及び貼付けができること ・業務の実施状況によっては、ショートカットや代替入力方法が用意されること（例えば、片手だけで主要な操作が完了することが求められたり、マウスを利用することが困難であったりする場合が考えられる） 	
3	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解 	

		<p>できる用語を使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること ・システムが処理を行っている間、その処理内容を利用者が直ちに分かるようにすること 	
4	エラーの防止と処理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること ・入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、利用者がその都度その該当項目を容易に見つけられるようにすること ・電子申請等については、確認画面等を設け、利用者が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること ・重要な処理については事前に注意表示を行い、利用者の確認を促すこと ・エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること 	
5	ヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参照できるようにすること 	

3. アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件	補足
1	基準等への準拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広く国民に利用され公益性の高い情報システムであるため、日本産業規格 JIS X8341 シリーズ、「みんなの公共サイト運用モデル」(総務省)、環境省ウェブサイト作成ガイドライン等に従い、アクセシビリティを確保した設計・開発を行うこと 	
2	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・色の違いを識別しにくい利用者(視覚障害のかた等)を考慮し、利 	

		<p>ユーザーへの情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。また Web ブラウザの拡大機能を利用して画面表示を拡大できること</p> <ul style="list-style-type: none">・聴覚障害のある方を考慮し、本システムでは音声を利用しないこと	
--	--	---	--

第3章 システム方式に関する事項

1. 情報システムの構成に関する全体の方針

No.	全体方針の分類	全体方針	補足
1	システムアーキテクチャ	本情報システムのシステムアーキテクチャは政府共通プラットフォーム利用型とする	

2. 開発方式及び開発手法

- ・本情報システムの開発手法は、スクラッチ開発を前提とする。
- ・本情報システムの開発方式は、ウォーターフォール型とする。

第4章 規模に関する事項

1. 機器数及び設置場所

No.	機器の区分	機器の用途	機器数	設置場所
1	サーバ	Web/APサーバ	2台	政府共通PF
2	サーバ	DBサーバ	1台	政府共通PF

2. データ量

No.	データ区分	データ量
1	基礎情報データ	360MB
2	実行計画情報データ	2508MB
3	コミュニケーション機能データ	623MB
4	その他	111.6GB

3. 処理件数

No.	項目	処理件数	補足
1	アクセス件数	定常時：3500件/時間 ピーク時：4800件/時間	
2	バッチ処理件数	定常時：470件/日 ピーク時：500件/日	

4. 利用者数

No.	利用者区分	利用者数	補足
1	地方公共団体事務局	利用者数：1800人 利用時間帯：通常稼働 日 9:00-21:00 (※)	※土日祝日及び年末年始を除く平日
2	地方公共団体施設管理部局	利用者数 18000人 利用時間帯：通常稼働 日 9:00-21:00 (※)	※土日祝日及び年末年始を除く平日
3	環境省	利用者数：6人 利用時間帯：通常稼働 日 9:00-21:00 (※)	※土日祝日及び年末年始を除く平日
4	情報システム運用事業者	利用者数：8人 利用時間帯：通常稼働 日 9:00-17:30 (※)	※土日祝日及び年末年始を除く平日

第5章 性能に関する事項

1. 応答時間

No.	設定対象	指標名	目標値	応答時間達成率	補足
1	帳票出力及び バッチ処理以 外の処理	レスポンス タイム	2 秒以内	90%	システム内でのセンター内 処理時間とする

2. スループット

No.	設定対象	目標値	補足
1	帳票出力及びバッチ処理以外の処 理	2 件/秒	リクエスト・レスポンス で構成される 1 トランザ クション

第6章 信頼性に関する事項

1. 可用性要件

No.	設定対象	指標名	目標値	補足
1	本情報システム	運用時間（通常）	システム稼働時間：平日 9時～21時（土日、祝日、年末年始を除く平日を基本とする）	
2	本情報システム	運用時間（特定日）	規定なし	
3	本情報システム	計画停止の有無	計画停止有り（運用スケジュールの変更可）	月1回の保守で半日程度の停止を想定
4	本情報システム	稼働率	99%	計画停止を除く

2. 完全性要件

- 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

第7章 拡張性に関する事項

1. 性能の拡張性

- 利用者数の増加に伴い性能が落ちることのないよう、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に可能な構成とすること。

2. 機能の拡張性

- 利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、本情報システムを構成する各コンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）の再利用性を確保すること。
- 2022年度に機能を搭載する区域施策編に係る機能（SP-30～34）は事務事業編の機能を流用して開発すること。
- 2022年度用に改修する施行状況調査機能（SP-35）は2021年度の設定問画面を流用して開発すること。

第8章 上位互換性に関する事項

1. 上位互換性

- 本システムが利用する Web ブラウザは Internet Explorer、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome とし、基本設計工程(4月～6月)でテスト対象のメジャーバージョンを環境省と協議し承認を得ること。また、メジャーバージョン内のマイナーバージョンについては最新バージョンに対応した開発を行うこと。

第9章 中立性に関する事項

1. 中立性

- 本システムが利用しているサーバとソフトウェアを流用すること。本業務でハードウェアとソフトウェア等を新規追加する場合は下記の事項に基づくものとする。本システムが利用しているサーバとソフトウェアは別紙1を参照すること。
 - ▶ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。
 - ▶ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
 - ▶ 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC等）が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。
- 次期情報システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式はXML、CSV等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。
- 特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。

第10章 継続性に関する事項

1. 継続性に係る目標値

No.	設定対象	指標名	目標値	補足
1	本情報システム	サービス切替時間	24 時間未満	システム更新に掛かる切替時間
2	本情報システム	目標復旧地点（業務停止時）	5 営業日前の時点	週次バックアップからの復旧
3	本情報システム	目標復旧時間（業務停止時）	<仮想化基盤、ネットワーク障害> 環境省及びインフラ運用・保守事業者の契約締結後 6 営業日以内 <アプリケーション障害> データの復旧：3 営業日以内 アプリケーションを含む完全復旧：5 営業日以内	
4	本情報システム	目標復旧レベル（業務停止時）	特定業務のみ	
5	本情報システム	システム再開目標（大規模災害時）	数か月以内に再開	

2. 継続性に係る対策

- アプリケーションの単一障害時は障害部分を切り離して業務を継続させること。
- 対象ごとにバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。
- 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
- バックアップの取得は自動化し、成否について運用管理者へ通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者により手動でバックアップの取得が可能であること。

第 1 1 章 情報セキュリティに関する事項

1. 情報セキュリティ対策要件

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件	補足
1	セキュリティリスク分析	重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分のセキュリティリスク分析を行うこと	
2	セキュリティ診断	Web 診断を実施すること	
3	セキュリティリスクの見直し	セキュリティに関するイベント発生時にセキュリティリスクの見直しを実施すること	
4	セキュリティパッチ適用	緊急性の高いセキュリティパッチは優先的に適用すること セキュリティパッチ適用は定期保守時の実施を基本とし、緊急性の高いものは随時実施すること	
5	認証機能	資産管理の権限を持つユーザの認証を行うこと	認証方式は ID、パスワードによる認証とする
6	利用制限	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルのアクセスのみを許可すること 管理者権限は IP アドレス等により特定端末のみ操作を許可すること	
7	管理方法	アクセス・利用制限の管理ルールを作成すること	
8	データの暗号化	SSL による暗号化通信を実施すること 機密性の高いデータを暗号化すること	
9	ログの取得	不正行為を検知するためのログを取得し、3 年間保管すること	
10	不正監視	装置、ネットワーク、侵入者・不正操作等に関して重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分の不正監視を行うこと	
11	ネットワーク制御	不正な通信を遮断するための通信制御を実施すること	
12	不正検知	不正通信の検知を重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分に関して実施すること	
13	サービス停止攻撃の回避	ネットワークの輻輳対策を実施すること	

14	マルウェア対策	マルウェア対策をシステム全体に実施すること リアルタイムスキャンを実施すること フルスキャンは1回/日と基本とし、適宜追加で実施すること	
15	Web 実装対策	セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の強化を実施すること WAFを導入すること	

第12章 情報システム稼働環境に関する事項

1. クラウドサービスの構成

クラウドサービスは現在利用している政府共通プラットフォームをすること。システム構成は別紙2を参照すること。

2. ハードウェア構成

本システムのハードウェア構成は別紙1を参照すること。

3. ソフトウェア構成

本システムのソフトウェア構成は別紙1を参照すること。

4. ネットワーク構成

本システムのソフトウェア構成は別紙2を参照すること。

5. 施設・設備要件

クラウドサービスは現在利用している政府共通プラットフォームをすること。なお、本業務で施設・設備を追加する場合は以下の要件を満たすものとする。

1. 政府情報システムの保護

- (1) 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。
- (2) 環境省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- (3) 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
- (4) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- (5) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- (6) 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。
- (7) 従って、環境省が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- (8) 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- (9) 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
- (10) 自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。

2. 技術的条件

クラウドセキュリティに関する次のいずれかを取得していること。

- ISO/IEC 27017:2015 認証
- CS ゴールドマーク

第13章 テストに関する事項

1. テストに関する要件

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	担当
1	単体テスト	ハードウェア・ソフトウェア単体の基本動作確認	開発環境	疑似データ	本業務受注者
2	結合テスト	ハードウェア・ミドルウェアを接続し、システム機能を確認	開発環境	疑似データ	本業務受注者
3	総合テスト	運用を想定したシナリオでの各種サービスの動作確認 性能、信頼性、拡張性、セキュリティ等の機能の観点で、運用を想定したシナリオでの動作確認	開発環境および本番環境（トライアル環境）	疑似データ	本業務受注者
4	受入テスト	ネットワークシステムの機能や性能、信頼性、セキュリティ要件が実現されていることを環境省職員が確認	本番環境（トライアル環境）	本番データ	環境省 ※本業務受注者は試験内容の提案及び支援を実施

第14章 移行に関する事項

本業務では移行作業は行わない。

第15章 引継ぎに関する事項

1. 引継ぎ事項

No.	引継ぎ発生時	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎ手順	補足
1	運用業者交代時	設計・開発事業者、システム運用・保守事業者	次年度設計・開発事業者、システム運用・保守事業者	設計書、作業経緯、残存課題	受託者は、本システムの次期運用・保守業務受託者等に対し、「引継文書」を作成し、作業経緯・残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。	

第16章 教育に関する事項

1. 教育対象者の範囲、教育の方法

No.	教育対象者の範囲	教育の内容	教育の実施時期	教育の方法	教材	教育対象者数	補足
1	地方公共団体職員	システムの利用方法	毎年度 3-5 回程度	オンライン開催での説明会を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者マニュアル ・ヘルプデスク利用マニュアル ・FAQ 	200-500 名程度/回	<ul style="list-style-type: none"> ・追加機能など教材の改訂を含む ・別事業と合わせて実施する可能性あり

2. 教材の作成

No.	教材	教材の概要	対象者	補足
1	利用者マニュアル	業務の流れに沿った手順書を作成すること	地方公共団体職員	
2	ヘルプデスク利用マニュアル	問い合わせ窓口の利用方法を記載した資料を作成すること	地方公共団体職員	
3	FAQ	よくある質問をまとめた資料を作成すること	地方公共団体職員	

第17章 運用に関する事項

(1) 運用管理・監視等要件

本システムの運用管理・監視等に係る要件は以下のとおりである。

ア システム運用

サービス提供時間やシステムメンテナンス等に応じて本システムの起動及び停止を行う。

システムを停止する場合は、システム利用者及び関係者への連絡・周知を実施し停止する。

イ 定期運用作業

● 日次作業

- ・システム稼働確認
- ・システム運転監視
- ・バックアップ取得状況確認
- ・サービス停止有無確認
- ・ホームページの改ざん確認
- ・ウィルス定義ファイル更新確認
- ・定期スキャン実行確認

● 月次作業

- ・各種集計
- ・サーバのディスク使用量確認
- ・サーバの日時確認
- ・セキュリティパッチ調査
- ・リソース情報回収

● 年次作業

- ・セキュリティ診断実施及びセキュリティ脅威の確認対応

ウ システム監視

本システムを構築する政府共通プラットフォームのサービスを用いて、システムの運用状況を監視する。また、システムメンテナンス、新機能追加、障害発生等、必要に応じて監視ソフトウェアの設定を調整することで、運用状況に適した監視レベルに強化する等の対策を講じる。

エ ライブラリ管理

環境省から提供されるソースプログラムについて、パッチ適用を伴うメンテナンス及び障害発生時に修正が発生した場合は、修正内容・日時等の履歴情報を管理すること。

オ データ集計及び報告

本システムについて、以下のデータを集計し、定期的に報告を行う。

- ・参加者によるシステムへのアクセス数、アクセス数累計
- ・参加者によるシステムのログイン数、ログイン数累計
- ・その他、必要な情報

(2) 運用サポート業務

本システムの運用サポート業務に係る要件は以下のとおりである。

ア 問い合わせ対応業務

本システムについて、環境省担当者及び事業参加者からのシステム操作方法やシステムの各種データ提供依頼に関する問合せについて、対応を行う。問合せ内容及び対応内容については、記録管理を行う。

イ サポート業務対応時間

9:00～17:30（土日祝日及び年末年始を除く平日を基本とする。）

ウ サポート体制

サポート体制は以下の問合せ件数をを想定とする。

- ・令和4年4月1日～令和5年3月31日：300件/月程度

(3) 運用実績の評価と改善

本システムの運用実績の評価と改善に係る要件は以下のとおりである。

ア 運用改善の検討

システムの運用状況を踏まえて運用改善を検討し、環境省担当者に報告を行う。

イ 運用手順の修正

システム保守・運用に係る手順書類について、必要に応じて修正を行う。

第18章 保守に関する事項

(1) アプリケーションプログラムの保守要件

本システムのアプリケーションプログラムの保守に係る要件は以下のとおりである。

ア システム障害対応

業務アプリケーションに関わるシステム障害に対して、障害復旧作業、原因分析、再発防止策の提示を行う。サービス提供に関わる故障が発生した場合、故障の内容、原因、復旧方法、再発防止策、対応実績工数等を管理し環境省担当者に報告する。

イ アプリケーション修正

業務アプリケーションの機能不具合の発生時に、業務アプリケーションの修正を行う。法改正や制度改正等への対応として、業務アプリケーションの軽微な修正（係数の改定や、項目等の小規模な増減への対応など）を実現可能なものに関し環境省担当官と協議の上で実施する。軽微な修正事例の参考を以下に示す。

- ・アプリケーションのパラメータ設定変更
- ・画面上の表記やレイアウトの修正
- ・マスタデータの追加・修正
- ・定義済み業務フローに基づいた手続きの追加 等

ウ テスト対応

本システム環境へのパッチ適用や業務アプリケーションの修正等によりテストの必要性が生じた際、確認テスト等の作業を行う。

エ 最新OS、ブラウザへの影響調査

クライアント端末の推奨しているOS(Windows10)やWeb ブラウザ(Internet Explorer、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome)バージョンの保守サポート期間が終了した場合、最新のブラウザバージョンで正常に動作することを確認し、報告すること。不具合等が確認された際の対応については、別途協議の上で定めること。

オ 開発環境の準備

トラブル発生時の原因究明・復旧準備等に備えて、受注者にてOS、ミドルウェアのバージョンを本番環境と合わせた開発環境を運用開始時に用意しておくこと。

(2) ソフトウェア製品の保守要件

本システムのソフトウェア製品の保守に係る要件は以下のとおりである。

ア システムメンテナンス

所管する全てのソフトウェア、ミドルウェア等について、定期的にもその状態を調査し、不適切な状態にある場合は、影響度、緊急度及び適用の必要性等を勘案してシステムメンテナンスを行う。システム全体への

影響調査及び検証環境における適用確認試験を実施した上で、商用環境に適用し、適用後の動作確認試験についても合わせて実施する。

(3) データの保守要件

本システムのデータの保守に係る要件は以下のとおりである。

ア データ異常対応

各種データの異常に関する対応依頼に基づき、データの復旧、原因分析、再発防止策の提示を行う。

イ マスタデータ・設定データ更新対応

マスタデータや各種設定データ等に更新の必要性が生じた場合、その影響範囲を確認のうえ、更新作業を実施する。毎年環境省より公表される電気事業者別排出係数の反映も本作業に含むものとする。

(4) 保守実績の評価と改善

本システムの保守実績の評価と改善に係る要件は以下のとおりである。

ア 保守実績の取得、評価及び管理

保守業務の以下内容について、作業実績を管理すること。

- ・障害の発生状況（件数、原因、対応状況等）
- ・予防保守（ソフトウェアアップデート等）の実施状況
- ・運用サポート業務（問合せ対応業務等）の実施状況

イ 保守実績の改善の検討

システムの保守実績状況を踏まえて改善を検討し、環境省担当者に報告を行う。

ウ 免責事項

システム保守に関して、下記に起因する事由及び環境省の都合・事由により受託者がサービスレベル保証値を満たせない場合については免責とする。

- ・インフラ災害、電源供給の停止や通信障害の場合
- ・政府共通プラットフォームの過失及び故意による障害の場合
- ・政府共通プラットフォームの都合により障害復旧が行えない場合
- ・その他双方協議の上で計測の除外とした場合

以上

要件定義書（運用・保守版）

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム

第 1.0 版

環境省大臣官房

環境計画課

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂者	改訂内容
1.0	2021年12月24日	寒川宣光	初版

変更履歴

本書の変更履歴は、前述「改訂履歴」にすべて記載している。

目次

第1章	はじめに	7
第2章	業務実施手順	9
1.	業務の範囲(業務機能とその階層)	9
2.	業務フロー	9
3.	業務の実施に必要な体制	9
4.	入出力情報項目及び取扱量	9
第3章	規模	12
1.	サービスの利用者数及び情報システムの利用者数	12
2.	処理件数	12
第4章	時期・時間	14
1.	業務の時期・時間	14
第5章	場所等	15
1.	業務の実施場所	15
2.	諸設備、物品等	15
第6章	管理すべき指標	16
1.	管理すべき指標	16
第7章	情報セキュリティに関する事項	17
1.	情報セキュリティ対策要件	17
第8章	テストに関する事項	19
1.	テストに関する要件	19
第9章	引継ぎに関する事項	20
1.	引継ぎ事項	20
第10章	教育に関する事項	21
1.	教育対象者の範囲、教育の方法	21
2.	教材の作成	21
第11章	運用に関する事項	22
1.	運用管理・監視等要件	22
ア	システム運用	22
イ	定期運用作業	22
●	日次作業	22
●	月次作業	22
●	年次作業	22
ウ	システム監視	22
エ	ライブラリ管理	22

オ	データ集計及び報告	23
2.	運用サポート業務	23
ア	問い合わせ対応業務	23
3.	業務運用支援	23
4.	運用実績の評価と改善	23
ア	運用改善の検討	23
イ	運用手順の修正	23
第12章	保守に関する事項	24
1.	アプリケーションプログラムの保守要件	24
ア	システム障害対応	24
イ	アプリケーション修正	24
ウ	テスト対応	24
エ	最新OS、ブラウザへの影響調査	24
2.	ハードウェアの保守要件	24
3.	ソフトウェア製品の保守要件	25
ア	システムメンテナンス	25
4.	データの保守要件	25
ア	データ異常対応	25
イ	マスターデータ・設定データ更新対応	25
5.	保守実績の評価と改善	25
ア	保守実績の取得、評価及び管理	25
イ	保守実績の改善の検討	25
ウ	免責事項	26

添付資料

別紙1：運用計画

別紙2：保守作業計画

第1章 はじめに

令和3年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法という。）」においては、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置付けられたほか、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外のその他市町村に対しても、区域施策編の策定が努力義務とされることとなった。

加えて「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日、閣議決定）において、我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを掲げており、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標（2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減）から大きく引き上げられている。そのうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で51%減という目標が掲げられている。

改正地球温暖化対策推進法の中で地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）並びに、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に策定するよう義務づけられ、その他の市町村に対しても、策定を努力義務としている「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を策定し、実施することとしている。

また、改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画にて施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされており、地域の脱炭素化に向けた実行計画の実効性向上が求められている。

しかし、事務事業編の策定率は施行時特例市以上の地方公共団体では100%だが、それ以外の市区町村は89.1%、地方公共団体の組合はわずか36.5%にとどまっている。また、策定済み団体において、計画期間を経過しても未改定の団体は多く、施行時特例市未満の市町村や組合では約3割に上る（令和2年10月1日時点）。区域施策編の策定率についても、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）では、全ての団体が計画を策定済であるが、努力義務となっている団体では策定率26.5%にとどまっている。策定・改定が進まない理由としては、職員が抱える業務量が多く優先順位が後回しになっている、計画策定および措置検討に向けた知識・ノウハウが無いなど、地方公共団体における資源（人・モノ・金・情報・時間）の不足が最も大きく、この問題の解決なしにボトムアップを図ることは困難であると考えられる。

また、策定・改定できている団体においても、大規模な団体では、対象となる部局・課室や施設が多いがゆえ、職員の過度な業務負荷の軽減が課題となっており、また、小規模な団体では、マニュアルやガイドラインの理解が乏しく、算定方法や対象範囲の設定に誤りがあるケースも多い。加えて改正地球温暖化対策推進法にて再生可能エネルギー利用促進等の施策実施に関する実

施目標の設定（都道府県、政令市、中核市は義務、政令市以外は努力義務）や市区町村における地域脱炭素化促進事業の目標設定、促進区域の設定が求められる等、実行計画見直しの方向性が示されていることから、計画のレベルアップが課題となっている。

以上の状況を踏まえ、特定の“人”に依存しない実行計画 PDCA 管理の仕組みをシステムを通じて実現し、事務事業編策定に係る地方公共団体の事務負担軽減、適時適切な情報提供を実現することで、地方公共団体における事務事業編の策定・改定を支援し、未策定団体の解消、未改定・形骸化団体のレベルアップにつなげることが期待されている。

本プロジェクトでは、上記背景を踏まえ、地方公共団体向け情報システムの整備・更改を通じて温室効果ガスの算定・集計や地球温暖化対策への取組状況の比較・評価をサポートすることに加え、全国の地方公共団体と環境省で多様なデータ・ノウハウ等を共有し次なる施策への活用・展開を促すことにより、実行計画に係る業務の効率化・高度化を実現させること、国が地方公共団体のエネルギー使用量等や温室効果ガス排出量などの情報を正確に収集し効果的な分析等を行うことで、地方公共団体の PDCA の見直しや国の各種施策立案のための基礎資料とするなど、国と地方公共団体の双方で高度な利活用が可能となるようなシステムを整備し、利用団体の拡大等に向けて継続的に改善することを目的とする。

また、2022 年度より実行計画（区域施策編）の登録・実施機能を搭載し、システムで事務事業編、区域施策編の両計画の策定・管理支援を行うことを目指す。

第2章 業務実施手順

1. 業務の範囲（業務機能とその階層）

- 業務の範囲については別紙1「運用計画」の「4 運用作業内容」及び別紙2「保守作業計画」の「4 保守作業内容」を参照すること。

2. 業務フロー

- 業務フローについては別紙1「運用計画」の「4 運用作業内容」及び別紙2「保守作業計画」の「4 保守作業内容」を参照すること。

3. 業務の実施に必要な体制

本業務の実施に必要な体制は次の表のとおりである。

表2-3 業務の実施に必要な体制

実施体制	組織概要	補足
運用・保守組織	運用・保守作業全般を行う。	
コールセンター	環境省担当官及び事業参加者からの問い合わせに対し対応を行う。	

4. 入出力情報項目及び取扱量

本業務で取り扱う入出力データの種類及びデータ量は次の表のとおりである。

表2-4 入出力情報項目及び取扱量

業務処理	入出力情報名	入出力情報概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	用途	取得元/提供元	補足
部局情報設定	部局情報	部局の情報	入出力	部局名等	年間 約 51,000 件	部局情報の設定	利用者	
課室情報設定	課室情報	課室の情報	入出力	課室名等	年間 約 152,000 件	課室情報の設定	利用者	
アカウント情報設定	アカウント情報	アカウントの情報	入出力	氏名、メールアドレス等	年間 約 234,000 件	アカウント情報の設定	利用者	
施設情報	施設情報	施設の情	入出力	施設名等	年間	施設情報の	利用者	

設定		報			約 1,180,000 件	設定		
関連制度別排出係数確認	関連制度別排出係数	関連制度別の排出係数	出力	関連制度名、年度、活動項目名、温室効果ガス名、排出係数値	年間 約 540 件	排出係数の確認	システム	
マスタデータ更新	マスタデータ	部局、課室、アカウント、施設の情報	入出力	部局名、課室名、氏名、メールアドレス、施設名等	年間 約 1,782 件	マスタデータの一括登録	利用者	
温室効果ガス排出量確認	温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量	出力	温室効果ガス排出量等	年間 約 216,000 件	温室効果ガス排出量の確認	システム	
措置の点検	措置点検状況	措置点検の情報	入出力	措置点検情報等	年間 約 223,000 件	措置の点検	利用者	
削減目標の設定	削減目標	温室効果ガスの削減目標	入出力	削減目標等	年間 約 126,198 件	削減目標の設定	利用者	
削減目標達成状況評価の更新	削減目標達成状況の評価	温室効果ガスの削減目標達成状況の評価	入出力	自己評価等	年間 約 126,198 件	削減目標達成状況評価の更新	利用者	
月別実績値の更新	月別実績値	月別実績値情報	入出力	活動項目、実績値等	年間 約 13,615,000 件	月別実績値の登録	利用者	
施行状況調査の回答	施行状況調査	施行状況調査回答情報	入出力	施行状況調査回答等	年間 約 14,000 件	施行状況調査の回答	利用者	
入力項目の設定	入力項目	実績値の入力項目情報	入出力	施設分類名、活動項目名等	年間 約 478,000 件	入力項目の設定	利用者	
入力単位の設定	入力単位	実績値の入力単位情報	入出力	活動項目名、入力単位等	年間 約 3,024 件	入力単位の設定	利用者	
原単位分母の更新	原単位分母	原単位分母情報	入出力	施設分類名、原単位分母等	年間 約 43,506 件	原単位分母の更新	利用者	
アンケート回答	アンケート回答	アンケートの回答	入出力	アンケート回答等	年間 約 32,000 件	アンケート回答	利用者	

利用ログの確認	利用ログ	利用ログ情報	出力	日時、団体名、画面名、イベントID等	年間約36件	利用ログの確認	システム	
実行計画の更新	実行計画計画基礎情報	実行計画の基礎情報	入出力	実行計画情報等	年間約58,000件	実行計画の更新	利用者	
措置の更新	措置情報	温室効果ガス削減措置の情報	入出力	措置情報等	年間約263,000件	措置の更新	利用者	
実行計画（区域施策編）の更新	実行計画（区域施策編）基礎情報	実行計画（区域施策編）の基礎情報	入出力	実行計画（区域施策編）情報等	年間約3,600件	実行計画（区域施策編）の更新	利用者	
対策・施策の更新	対策・施策	部門・分野別の対策・施策情報	入出力	部門・分野、対策・施策情報等	年間約28,800件	対策・施策の更新	利用者	
実績値（区域施策編）の更新	区域施策編の実績値	区域施策編の実績値情報	入出力	部門・分野、温室効果ガス排出量、活動量、コメント	年間約3,600件	実績値（区域施策編）の更新	利用者	

第3章 規模

1. サービスの利用者数及び情報システムの利用者数

本業務の利用者の数は次の表のとおりである。

表3-1 サービスの利用者数及び情報システムの利用者数

利用者	利用者の種類		主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足
	サービス利用者	情報システムの利用者				
地方公共団体事務局	○	○	全国	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約1,800人	
地方公共団体施設管理部局	○	○	全国	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約1,800人	
環境省	○	○	環境省	12時間（9時～21時） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約6人	
情報システム運用事業者	—	○	事業所	12時間（9時～17時30分） ※土日祝日及び年末年始を除く平日	約8人	

2. 処理件数

本業務の単位あたりの処理件数は次の表のとおりである。

表3-2 処理件数

項目	処理件数		補足
	定常時	ピーク時の特性	
アクセス件数	約3500件/時間	約4800件/時間	
バッチ処理件数	約470件/日	約500件/日	

第4章 時期・時間

1. 業務の時期・時間

本業務を実施する時期・時間帯は次の表のとおりである

表4-1 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	9月、12月～5月	9:00～21:00	
繁忙期	6月～8月（温対法、省エネ法 報告提出期限前） 10月～11月（施行状況調査回 答期間）	9:00～21:00	

第5章 場所等

1. 業務の実施場所

本業務を実施する場所は次の表のとおりである。

表5-1 業務の実施場所

場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足
環境省、システム開発事業者、運用事業者等の事業所	プロジェクト管理	プロジェクトの管理・運営に関わる業務を行う。	東京都他	定期的な打ち合わせ等は原則都内またはWeb会議で実施する
システム開発事業者の事業所及び環境省	システム開発	情報システムの開発・整備を行う。	東京都他	
システム運用・保守事業者事務所及び環境省	システム運用・保守	システム運営期間中の情報システムの運用・保守を行う。	東京都他	政府共通プラットフォームを利用

2. 諸設備、物品等

種類	量	補足
踏み台サーバ	1台	政府共通PFが提供するサービスにアクセスするための踏み台サーバ（環境省提供）

第6章 管理すべき指標

1. 管理すべき指標

本業務において管理すべき指標は次の表のとおりである

表6-1 管理すべき指標

指標の種類	指標名	計算式	単位	目標値	計測方法	計測周期
情報システム性能指標	レスポンス目標	システム内でのセンター内処理時間を計測	秒	2秒以内	実測	適宜
情報システム性能指標	スループット目標	リクエスト・レスポンスで構成される1トランザクション	件/秒	2件/秒	実測	適宜
情報システム性能指標	稼働率	$\frac{\text{「年間実稼働時間」}}{\text{「年間予定稼働時間」}} \times 100$	%	99%	運用作業報告	毎年

第7章 情報セキュリティに関する事項

1. 情報セキュリティ対策要件

本システムの受注者に求められる情報セキュリティ対策要件は以下のとおりである。

表7-1 情報セキュリティ対策要件

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件	補足
1	セキュリティリスク分析	重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分のセキュリティリスク分析を行うこと	
2	セキュリティ診断	Web診断を実施すること	
3	セキュリティリスクの見直し	セキュリティに関するイベント発生時にセキュリティリスクの見直しを実施すること	
4	セキュリティパッチ適用	緊急性の高いセキュリティパッチは優先的に適用すること セキュリティパッチ適用は定期保守時の実施を基本とし、緊急性の高いものは随時実施すること	
5	認証機能	資産管理の権限を持つユーザの認証を行うこと	認証方式はID、パスワードによる認証とする
6	利用制限	必要最小限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルのアクセスのみを許可すること 管理者権限はIPアドレス等により特定端末のみ操作を許可すること	
7	管理方法	アクセス・利用制限の管理ルールを作成すること	
8	データの暗号化	SSLによる暗号化通信を実施すること 機密性の高いデータを暗号化すること	
9	ログの取得	不正行為を検知するためのログを取得し、3年間保管すること	
10	不正監視	装置、ネットワーク、侵入者・不正操作等に関して重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分の不正監視を行うこと	
11	ネットワーク制御	不正な通信を遮断するための通信制御を実施すること	
12	不正検知	不正通信の検知を重要度が高い資産を扱う範囲及び外接部分に関して実施すること	
13	サービス停止攻撃の回避	ネットワークの輻輳対策を実施すること	

		と	
14	マルウェア対策	マルウェア対策をシステム全体に実施すること リアルタイムスキャンを実施すること フルスキャンは1回/日と基本とし、適宜追加で実施すること	
15	Web 実装対策	セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の強化を実施すること WAFを導入すること	

第8章 テストに関する事項

1. テストに関する要件

本システムのテストに係る要件は次の表のとおりである。

表8-1 テストに関する要件の定義表

No.	テストの種類	テストの目的、内容	テスト環境	テストデータ	担当
1	単体テスト	ハードウェア、ソフトウェア単体の基本動作確認	開発環境	疑似データ	本業務受注者
2	結合テスト	ハードウェア・ミドルウェアを接続し、システム機能を確認	開発環境	疑似データ	本業務受注者
3	総合テスト	運用を想定したシナリオでの各種サービスの動作確認 性能、信頼性、拡張性、セキュリティ等の機能の観点で、運用を想定したシナリオでの動作確認	開発環境および本番環境（トライブ環境）	疑似データ	本業務受注者
4	受入テスト	ネットワークシステムの機能や性能、信頼性、セキュリティ要件が実現されていることを環境省職員が確認	本番環境（トライブ環境）	本番データ	環境省 ※本業務受注者は試験内容の提案及び支援を実施

第9章 引継ぎに関する事項

1. 引継ぎ事項

本システムの引継ぎに係る要件は次の表のとおりである。

表9-1 引継ぎ事項の定義表

No.	引継ぎ発生時	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎ手順	補足
1	運用業者交代時	設計・開発事業者、システム運用・保守事業者	次年度設計・開発事業者、システム運用・保守事業者	設計書、作業経緯、残存課題	受託者は、本システムの次期運用・保守業務受託者等に対し、「引継文書」を作成し、作業経緯・残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。	

第10章 教育に関する事項

1. 教育対象者の範囲、教育の方法

本システムの教育に係る要件は次の表のとおりである。

表10-1 教育対象者の範囲、教育の方法の定義表

No.	教育対象者の範囲	教育の内容	教育の実施時期	教育の方法	教材	教育対象者数	補足
1	地方公共団体職員	システムの利用方法	毎年度 3-5回程度	オンラインでの説明会を実施	利用者マニュアル、ヘルプデスク利用マニュアル、FAQ	200-500名程度/回	・追加機能など教材の改訂を含む ・別事業と併せて実施する可能性あり

2. 教材の作成

本システムの教育に際して用意する教材は次の表のとおりである。

表10-2 教材の定義表

No.	教材	教材の概要	対象者	補足
1	利用者マニュアル	業務の流れに沿った手順書を作成すること	地方公共団体職員	
2	ヘルプデスク利用マニュアル	問い合わせ窓口の利用方法を記載した資料を作成すること	地方公共団体職員	
3	FAQ	よくある質問をまとめた資料を作成すること	地方公共団体職員	

第11章 運用に関する事項

1. 運用管理・監視等要件

本システムの運用管理・監視等に係る要件は以下のとおりである。

ア システム運用

サービス提供時間やシステムメンテナンス等に応じて本システムの起動及び停止を行う。システムを停止する場合は、システム利用者及び関係者への連絡・周知を実施し停止する。

イ 定期運用作業

- 日次作業
 - ・システム稼働確認
 - ・システム運転監視
 - ・バックアップ取得状況確認
 - ・サービス停止有無確認
 - ・ホームページの改ざん確認
 - ・ウィルス定義ファイル更新確認
 - ・定期スキャン実行確認
- 月次作業
 - ・各種集計
 - ・サーバのディスク使用量確認
 - ・サーバの日時確認
 - ・セキュリティパッチ調査
 - ・リソース情報回収
- 年次作業
 - ・セキュリティ診断実施及びセキュリティ脅威の確認対応

ウ システム監視

本システムを構築する政府共通プラットフォームのサービスを用いて、システムの運用状況を監視する。また、システムメンテナンス、新機能追加、障害発生等、必要に応じて監視ソフトウェアの設定を調整することで、運用状況に適した監視レベルに強化する等の対策を講じる。

エ ライブラリ管理

環境省から提供されるソースプログラムについて、パッチ適用を伴うメンテナンス及び障害発生時に修正が発生した場合は、修正内容・日時等の履歴情報を管理すること。

オ データ集計及び報告

本システムについて、以下のデータを集計し、定期的に報告を行う。

- ・参加者によるシステムへのアクセス数、アクセス数累計
- ・参加者によるシステムのログイン数、ログイン数累計
- ・その他、必要な情報

2. 運用サポート業務

本システムの運用サポート業務に係る要件は以下のとおりである。

ア 問い合わせ対応業務

本システムについて、環境省担当者及び事業参加者からのシステム操作方法やシステムの各種データ提供依頼に関する問合せについて、対応を行う。問合せ内容及び対応内容については、記録管理を行う。

イ サポート業務対応時間

9:00～17:30（土日祝日及び年末年始を除く平日を基本とする。）

ウ サポート体制

サポート体制は原則、電話及び電子メールでおこなうこととし、以下の問合せ件数を想定とする。

- ・令和4年4月1日～令和5年3月31日：300件/月程度

3. 業務運用支援

4. 運用実績の評価と改善

本システムの運用実績の評価と改善に係る要件は以下のとおりである。

ア 運用改善の検討

システムの運用状況を踏まえて運用改善を検討し、環境省担当者に報告を行う。

イ 運用手順の修正

システム保守・運用に係る手順書類について、必要に応じて修正を行う。

第12章 保守に関する事項

1. アプリケーションプログラムの保守要件

本システムのアプリケーションプログラムの保守に係る要件は以下のとおりである。

ア システム障害対応

業務アプリケーションに関わるシステム障害に対して、障害復旧作業、原因分析、再発防止策の提示を行う。サービス提供に関わる故障が発生した場合、故障の内容、原因、復旧方法、再発防止策、対応実績工数等を管理し環境省担当者に報告する。

イ アプリケーション修正

業務アプリケーションの機能不具合の発生時に、業務アプリケーションの修正を行う。また、法改正や制度改正等への対応として、業務アプリケーションの軽微な修正（係数の改定や、項目等の小規模な増減への対応など）を実現可能なものに関し環境省担当官と協議の上で実施する。軽微な修正事例の参考を以下に示す。

- ・アプリケーションのパラメータ設定変更
- ・画面上の表記やレイアウトの修正
- ・マスタデータの追加・修正
- ・定義済み業務フローに基づいた手続きの追加 等

ウ テスト対応

本システム環境へのパッチ適用や業務アプリケーションの修正等によりテストの必要性が生じた際、確認テスト等の作業を行う。

エ 最新 OS、ブラウザへの影響調査

クライアント端末の推奨している OS(Windows10)や Web ブラウザ(Internet Explorer、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome)バージョンの保守サポート期間が終了した場合、最新のブラウザバージョンで正常に動作することを確認し、報告すること。

不具合等が確認された際の対応については、別途協議の上で定めること。

オ 開発環境の準備

トラブル発生時の原因究明・復旧準備等に備えて、受注者にて OS、ミドルウェアのバージョンを本番環境と合わせた開発環境を運用開始時に用意しておくこと。

2. ハードウェアの保守要件

3. ソフトウェア製品の保守要件

本システムのソフトウェア製品の保守に係る要件は以下のとおりである。

ア システムメンテナンス

所管する全てのソフトウェア、ミドルウェア等について、定期的にその状態を調査し、不適切な状態にある場合は、影響度、緊急度及び適用の必要性等を勘案してシステムメンテナンスを行う。システム全体への影響調査及び検証環境における適用確認試験を実施した上で、商用環境に適用し、適用後の動作確認試験についても合わせて実施する。

4. データの保守要件

本システムのデータの保守に係る要件は以下のとおりである。

ア データ異常対応

各種データの異常に関する対応依頼に基づき、データの復旧、原因分析、再発防止策の提示を行う。

イ マスタデータ・設定データ更新対応

マスタデータや各種設定データ等に更新の必要性が生じた場合、その影響範囲を確認のうえ、更新作業を実施する。毎年環境省より公表される電気事業者別排出係数の反映も本作業に含むものとする。

5. 保守実績の評価と改善

本システムの保守実績の評価と改善に係る要件は以下のとおりである。

ア 保守実績の取得、評価及び管理

保守業務の以下内容について、作業実績を管理すること。

- ・障害の発生状況（件数、原因、対応状況等）
- ・予防保守（ソフトウェアアップデート等）の実施状況
- ・運用サポート業務（問合せ対応業務等）の実施状況

イ 保守実績の改善の検討

システムの保守実績状況を踏まえて改善を検討し、環境省担当者に報告を行う。

ウ 免責事項

システム保守に関して、下記に起因する事由及び環境省の都合・事由により受託者がサービスレベル保証値を満たせない場合については免責とする。

- ・インフラ災害、電源供給の停止や通信障害の場合
- ・環境省又は政府共通プラットフォームの過失及び故意による障害の場合
- ・環境省又は政府共通プラットフォームの都合により障害復旧が行えない場合
- ・その他双方協議の上で計測の除外とした場合

以上